

# 議 事 日 程

平成 3 1 年 第 1 回 浜 中 町 議 会 定 例 会

平成 3 1 年 3 月 1 1 日 午 前 1 0 時 開 議

日 程	議 案 番 号	議 件
日 程 第 1		会 議 録 署 名 議 員 の 指 名
日 程 第 2	議 案 第 2 9 号	平 成 3 1 年 度 浜 中 町 一 般 会 計 予 算

(開会 午前10時00分)

---

### ◎開会宣告

---

○議長（波岡玄智君） 休会前に引き続き会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

### ◎日程第1 会議録署名議員の指名

---

○議長（波岡玄智君） 日程第1 会議録署名議員は、休会前同様であります。

---

### ◎日程第2 議案第29号 平成31年度浜中町一般会計予算

---

○議長（波岡玄智君） 日程第2 議案第29号の質疑を続けます。

第2款総務費の質疑を行います。

9番川村議員。

○9番（川村義春君） それでは質問させていただきます。45ページその他一般行政に要する経費の13節委託料、保存・保管文書適正化支援業務委託料。これについては、10番議員から質問がありまして内容については、承知したところであります。新庁舎に移る際に、現在の庁舎3階にある書類の整理をするということでありましてけれども、今3階にある文書については膨大な量があるというふうに思っております。それぞれ各課ごとに仕切って整理されてはいると思っております。今も保存年限については、保存年限表があつて5年、10年、15年とか永久保存という形であると思っておりますが、その保存年限に基づいて5年を過ぎたら、その分については廃棄するという形になっていると思うのですが、それをしっかりやっていたら、そんなに大きな量にはならないと思うのです。それで確かに文書のデータの部分をスリム化にするというのは、必要なことだと思いますが、それはそれとして、やっていくべきだつていうふうに私は思っています。ただ整理の仕方として、新庁舎ができるまでの間に今、保存年限に基づいてある文書を、それ

ぞれの原課が責任を持って廃棄するものは廃棄する、それも委託料の中に入っているとすれば、これはちょっと違うんじゃないかなと思うので、その辺を確認をしておきたいという事、できることであれば、その様な業務については、原課でそれぞれの職員が責任を持って処理する事、それで整理されて残ったものについては、業者委託でデータ化に向けていくとか、私は、その方がいいと思います。その辺を教えていただきたいと思ひます。

それと、49ページ空き家等対策に要する経費であります。空き家等対策委員会については、今月の25日に開くと聞いておりました。空き家等の解体支援の要綱が議題になるものかなというふうに思っておりますけれども、この制度設計については、条例であれば議会で審議もできるという事ですけれども、要綱ですから私は、一般質問の中で概要を確認したという事で、大体のところは押さえているんですけれども、全てを知るに至っていないという事で対策委員会の中で素案の内容が変わる事もあるのかなというふうに思っております。町民の関心が高い空き家解体補助要綱の素案これについて議長のお許しを得てですけれども、今議会開会中に全議員に配布をいただきたいと思ひ考え方を示していただき、お願いをしたいと思ひます。

それから63ページの各種計画策定に要する経費に関連して質問をさせていただきたいと思ひます。これについては、議長のお許しをいただきたいと思ひますが議長、宜しいでしょうか。そういう事で、このページについては、企画財政課の所管する業務であります人口ビジョン地方版総合戦略策定、この地方版総合戦略については、今年度で終了するので新たな計画づくりをするという事で大変な業務だなと思ひています。

それと総合計画作成についても32年度からの10ヵ年計画の作成に向けた業務が複層するという事で、この計画づくりは大変な業務だなというふうに正直思っています。それで私、一般質問でもちょっと話をしましたがけれども景観計画、景観条例の作成については、景観指定の町に向かって間違いなく計画づくりをすると言う答えをいただいておりますが、これらの計画を進めるうえで、総合計画があつたり人口ビジョンの策定計画があるとすれば今の現体制で言えば企画調整係ですけれども、その体制で果たして対応できるのだろうか。私は、もっと早くスピード感を持って、そういった計画づくりを進めるべきでないかなと思ひていますので人事については、町長の専権事項でありますけれども今年度4月から1名増員するとか、そういう事での適正配置を望みたいと思ひておりますが、その考え方はないのかどうか、これについてもお答えいただきたい

いと思います。

次に67ページ交通安全対策に要する経費であります。まず町道ロードマーク標示工事ですけれども250万円、これは前年同額であります。交通安全対策上、必要な整備だという事でありまして、これについては、特定財源が入っていないので一般財源で行うというふうに見えるんですけれども去年までは、交通安全対策特別交付金を特定財源で見えていましたが、歳出予算の中では特定財源で見られておりません。もし方針が変わったとすれば、この部分については、土木費の道路維持に関する方で予算を組むべきじゃないかなと思っております。

それと交通安全係の話ですけれども、今現在、車両の管理状況は30数台、約40台近い公用車がある訳です。それらを管理する部分が出てきますので、ここの課長が係長兼務、それから係は全員兼務です。そういう状況にあると何かあった時に困るので少なくとも専任の係長くらいは配置すべきだなと思いますが、これも合わせてお聞かせいただきたいと思っております。

それから75ページ、地方バス路線に要する経費の負担金補助及び交付金2,418万1,000円でありますけれども毎年度増えております。29年度当初で比較しますと、29年当初は1,911万円。30年当初では227万4,000円アップの2,138万4,000円。そして今年度31年度は279万7,000円アップであります。どんどん毎年上がっていく、町民の足として必要な路線でありますから、これについては、カットできないものだなというふうに私は、思っていますが、その根源たるもの、釧路バスも一生懸命に経営努力はされていると思うんですけれども、その不足分を町に端的に求めるというのは、どうなんだろうかと思い、原因をきちんと掴む必要があるなと思っておりますので、去年までの話としては、人件費のアップ、燃料費のアップなどがありましたけれども、その辺をお聞かせをいただきたいと思っております。

以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 49ページの空家対策に関わってですけれども、会期中に資料の提供というふうな文言がありました。この事については、従前どおり議長の取り扱いというふうな判断でありますので、この事に対しての答弁は要りません。

では、答弁を願います。

**○議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**○総務課長（藤山巧君）** まず43ページの保存・保管の文書管理の業務委託料の関係

の方でございますけれども、これにつきましては議員おっしゃるとおり保存年限あるいは、それに伴うものの廃棄、こちらの方は庁舎が新庁舎になるという事で、その移転を想定しながら毎回、各管理職会議等を通じながら事前に、その辺のところを見極めながら廃棄をしていただきたいという事で、それぞれの課の中で現在も対応をいただいているという事でございます。その辺のところは、この委託には入ってございませんというのが答えになります。

それから75ページの地方バスの関係でございますけれども、これにつきましては、昨年の12月に前年の実績に基づいて補正をさせていただいたところでありまして。その前年の実績をもちまして、この当初予算という事で計上させていただいているところでございます。やはり釧路バスも色々と経営努力をされているのは勿論の事でありまして、こちらの方も認識はしてございます。ただ外的な要因、燃料代の高騰それから今言われている人員確保の難しさ、あるいは人員確保をした場合のドライバーさんを1人前にするための投資、そういったところにも費用がかかってくるという事で、現在、この補助制度であります国、道それから町村、その残りの分の赤字負担分として町村が出ていくという構図は変わりございませんので、くしろバスも引き続き努力はされているという事で認識はしてございます。

**○議長（波岡玄智君）** 企画財政課長。

**○企画財政課長（金澤剛君）** 申し訳ございません。66ページ交通安全対策費のロードマークの財源の関係でございます。大変申し訳ございません。予算書の方に特定財源110万の記載がございません。私、補足説明の事業費調べの方でも説明をさせていただきましたけれども、そちらの方には110万円特定財源という事で記載させていただいているところですが522万4,000円、一般財源になってしまっていますけれども、これの中に交通安全対策特別交付金が含まれております。ですので方針は変わっていないという事でありまして。次回補正の際に財源調整という形で調整させていただきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 空き家対策に関わって私は、先ほどの資料については、答弁要らないと申し上げました。その他の事について質疑がありましたので、ご答弁願います。

**○議長（波岡玄智君）** 防災対策室長。

**○防災対策室長（石塚豊君）** 49ページの空き家等対策の関係でございますけれども、空き家の解体の支援制度です。これにつきましては現在、浜中町不良空家等除却補助金

交付要綱の素案を現在作ってございます。その素案を今月の25日でありますけれども空き家等対策協議会で審議をしていただくということでございます。この対策協議会でございますけれども条例で定められてる協議会でございまして、町の附属機関という事でございます。この附属機関において審議をしていただくという事で、その審議後、4月の新年度早々に素案の内容を決定していただいて、変更もあろうかと思っておりますけれども4月早々に要綱という形で公布して空き家の対策、除却に対する補助事業を進めていきたいと考えているところでございます。以上です。

**○副町長（松本賢君）** 職員配置の問題についてお答えいたします。今の定数につきましては、今回、第8次の行政改革大綱を策定しまして、これに基づいて定員管理等の業務を行います。今の職員数については、集中改革プラン、言ってみれば再建プランで設定した目標は、ほぼ達成しております。その様な中で横ばい状態で今に至っております。今現在の職員をいかにして業務に、当面の課題に振り向けるかという問題です。実は、去年、企画財政1名減なんですけど、これから課長等のヒアリングを進めていきたいと思っております。その中では、議員ご指摘の様に総合計画あるいは先ほど申し上げました計画等とボリュームが増えます。更には、景観条例の制定も言っておりますし、今の体制では答弁にありました様に一定の時間が経過して人員を配置しても、その傾向はあるんだろうと思っておりますが、これからヒアリングを進めて事業の統括をしております企画財政課、そして人事担当をしている総務課は、研修も担当しております。したがって地方自治法の第2条に規定しております最小の人数で最大の効果を上げる、これを念頭に進めていきたいと思っております。それで実は、本来的には基本的な行政改革を進めなければならない時期に来ておりますが今、新庁舎の問題がありますので、当面の課題については、同じ様な手法で人員体制を確保しながら重点的に政策のボリュームに応じて寄せていく作業になるかと思っております。今の状況ですと実は、係長の課長事務取扱、いわば兼務です。そんなことで去年、人事をやりましたが、それは再建プランによって一時採用を手控えました。総体人数は確保できましたが、ちょうど係長になる年代層がちょっとまだ経験年数が足りないという事で1年様子を見て、その間に課長が係長の役目を果たして一般の係が育つまで1年様子見ようという様な事がありましたし、それからその年齢にふさわしい職員が北海道に派遣されたりという様な状況がありましたので、今年については、極力その係長も課長兼務を取り外して、可能な限り配置したいと思っております。町長の施策をいかに実現するかという問題ですけれども、新庁舎の問題で2人寄せま

した。防災対策室それから新庁舎、2名と1名は何とかなりりましたが、今、係長と係がいます。防災対策室3名を寄せるのにかかなり苦慮した経過があります。そんな事もありまして、また今年の採用状況が非常に苦しい状況であります。町村会からは実はゼロなんですよ。それで社教主事ですとか土木、学校推薦によります。それも一般事務というカウントを考えていますけれども、それらを考えまして採用しますが、退職で採用がままならない状況です。町村会で一般事務ではなくて違う方面から確保して何とかしますという事ですが、それでも苦しい状況ではあります。そんな中で各課のヒアリングの上に有効な人員配置をしていきたいと今現在思っております。ただ悩みを抱えているのは確かに現実でございまして、何とか重点、最優先の課題に対して対応するために当面必要な人材を確保していきたいと思っております。他の課長さんとヒアリングを今度やりませけれども、まだやっていません。企画財政課は、これ見ますと来年再来年ずっとそうですが、かなり厳しい状況であると認識をしています。でも全体的な事は、各課長さんから聞いた上で決めていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思いません。

**○議長（波岡玄智君）** 川村議員。

**○9番（川村義春君）** これから質問する以外は、了解したという事にして下さい。

空き家等の関係でありますけれども対策委員会が今月末25日に開かれるという事で、その後の変更もあり得るという話ですから、出来れば6月定例議会前に、しっかり固めて要綱が4月1日から発行されるという話ですが、それは仕方ないなと思えますけれども、その要綱内容を6月定例会前あたりの全員協議会などで説明するという機会が必要じゃないかなと思うんです。ぜひお願いしたいなと思えますけれども、その辺どうでしょうか。

それと今、事務方のトップであります町長から答弁いただければと思ったのですけれども副町長も理事者ですから、副町長から人事配置の関係についてお伺いをいたしました。その様な方向でいるという事は、ある程度理解いたします。それで機構の統廃合ですか新庁舎の間取りなんかも1階にどの課を配置して2階にどの課を配置するとかっていう方向が見えてますから、それに合わせた適正な人員配置が必要だと思っております。それで行革大綱もできていますけれども、それに合わせてスリム化を図りながら、それぞれの適正な部署、例えば水道課と下水道課を統合させるだとか極端な話ですが、その様な事も考えられる話であると思えます。だからそういった機構改革を踏まえて適

正な人事配置をどうしていくかという事だと思っております。この点についてのみお願いします。

**○議長（波岡玄智君）** 防災対策室長。

**○防災対策室長（石塚豊君）** お答えいたします。空き家の関係でございますけれども、先ほど申しましたとおり4月早々に要綱を策定するという形になりまして、スケジュール的には、その関係の補助金の需要調査を行い6月定例会で予算措置という事で現在考えてございます。それで議員おっしゃいますとおり、この策定をしましたら議会側に関しましては全員協議会なり何らかの機会で内容の報告をしたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 副町長。

**○副町長（松本賢君）** 機構の話につきましては、新庁舎の配置がある程度示されております。それで基本的に内部の認識としましては、いずれ色々な努力はしてはございますけれども人口減少は、免れないという事で、その分やはり人員も税収が落ちていく中、今の体制という訳にはいかないだろうと思っております。今の人員の中でいかに効率的に配置するかという認識は持っています。いずれ全体的な機構の見直しは取りかかります。33年の1月が御用始めなので、少なくとも条例を改正する必要があります。上下水道の関係は、これも共通認識を持っておりますので、この部分については本来的には全体でやるべきでしょうけれども、そういった統合を図るべき認識の基に進めていますから、新庁舎が完成して事務が1月6日から始まりますが、その場合12月は少し直近過ぎますので遅くとも9月には条例を提案する段取りになろうかと思っております。

引き続き新庁舎に入ってから、その後の本町の状況、町長の政策を踏まえて地方改革がなされていくものだろうと思っておりますので理解いただきたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 3番鈴木議員。

**○3番（鈴木誠君）** それでは、何点か質問をさせていただきたいと思っております。

まず67ページただ今ご質問があった項目ですけれども、交通安全対策に要する経費の工事請負費、町道ロードマーク標示工事これは、ここ数年同じ250万円の予算計上となされてきている訳ですけれども、町道の道路維持に欠かせない工事かなというふうに思っております。それぞれの年度において工事のいわゆる道路の選択と言いますか、どのような形で成されているのか、また順次サイクルで回してやっているのか、それとも酷いところを重点的にやっているのか、予算が限られていますので、延長距離はできる



んだらうかと思えますけれども、この辺についての説明をお願いしたいと思えます。

次に69ページふれあい交流保養センター運営に要する経費、指定管理制度に関して、それぞれ予算の計上の仕方が変わってきているので、その確認の意味で質問をさせていただきますんですけども負担金補助及び交付金、昨年までとは当初予算の計上が変わっています。この中で確認ですけれども、まず最初のふれあい交流保養センター管理運営負担金これは、分かります。それから、ふれあい交流保養センター無料優待券負担金これは、老人に対してのバスの補助券と合わせたものの分だというふうに理解しております。これは当初民生費で予算計上されていた分の事ではないかなというふうに思えますけれども、それで正しいかどうか、それをお願いしたいと思えます。

それから次のふれあい交流保養センター施設利用負担金、これまで歳出で計上があったのかどうか私には、分からなかったものですから、これは老人クラブの人達が使用するにあたっては無料にしますという事だと思うので、これまで予算計上がないのかなと理解しますけれども、その辺の確認をお願いします。

それから、次の発行済み入浴回数負担金については、今回で終わりだというふうに理解していいんだらうと思うんですけども、その辺についての確認をさせてください。

それと関連して管理指定基準に沿って管理をしていただく訳ですけれども先般いただきました資料に基づいて若干質問をいたします。

指定管理者が行う業務の中の(2)施設設置の目的を増進する為の取り組みということで①から⑤まで示されております。あえて中身は、申し上げませんが、その中の4番目なんですよね。地場産品の活用の他、地域の経済効果の増進に寄与するよう努める事が条件として付されている訳ですけども、まだ指定管理制度が変わってから6ヶ月に満たないですから難しいかもしれませんけれども、こういった増進するための取り組みの検証というのは、町側として、どの時点で行っていくつもりなのか、1例あげたいと思うんですけども、これまでの課長の答弁からも地場産品の活用とかツアーの誘致、そういった事を積極的にやってもらうんだという様な答弁があったんですけども地場産品の活用つまり今、レストランを開業してますよね。私も、まだ1回しか入って見てないんですけどもメニューが40種類ほどあって結構賑やかかなと思ってますし、今までのイメージとは若干変わってきたのかと思えますけれども、どのメニューに地場産品を活用しているのか見てみたんですけども、あまり見受けられないなという思いがあるんですよ。今後、当然改善されていくだらうと思えますけれども、その辺

の協議が町側と管理者の方で打ち合わせがされているのか、その辺についてお伺いをしておきたいと思います。

それから75ページ地方路線バスの関係なんですけれども、浜中町地域公共交通活性化協議会補助、これは昨年6月の補正で400万円余り、協議会の設置とアンケート調査という事でアンケートの結果についても協議会で詳しく説明をいただきました。その時に聞いていると思うんですけれども若干記憶があやふやな事もありますから、この961万1,000円の予算の内容と今後この協議会の運営の行程と予定、いつ頃に結論が出されるのか、その辺の事について説明をお願いしたいと思います。

それから77ページこれ最後の質問です。徴収事務に要する経費の中の役務費、産業団体納税等事務取扱手数料200万円は、過去ずっと133万円できたんですけども、私の調べでは、今回200万円に増額をされております。何か計算方法があるのかどうか、この辺についての説明を求めたいと思います。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 建設課長。

**○建設課長（渡邊馨君）** 67ページ交通安全対策に要する経費の工事請負費、町道ロードマーク標示工事250万円についてお答えします。議員の質問にありました場所の選定につきましては、基本的にサイクルで行う事、それプラスあとは春先に担当係長と山全部見てきまして、酷い場所の箇所を選定して行っております。

質問の中にもありましたけれども、この工事請負費につきましては毎年同じ金額250万円計上されていて、その250万円で一体どこまで出来るのかという事を検討して場所については選定しております。なお今年につきましては、昨年、茶内原野の西10線道路と南4号道路を主に行いましたので、今年につきましては、ここから第三地区と西円朱別地区を主に事業展開したいと考えております。以上でございます。

**○議長（波岡玄智君）** 商工観光課長。

**○商工観光課長（戸井洋典君）** 負担金の140万円の関係でございますが、これにつきましては民生費でやっているのとは違う部分です。ゆうゆ独自でやっていた75歳以上の12枚綴りの優待券です。その分を負担するという事です。

2点目の10万8,000円ですが、これは議員おっしゃいますとおり昨年は、ありませんでしたが、老人クラブなどで和室を使う部分の負担をするという事になっております。

それと発行済み回数券の負担金の関係でございますが、これも正確なところまでの人

数を把握できていないというのが実態でございます。発行をしているものに有効期限ございません。いつまでの期限という事での答弁はできません。

それと指定管理の地場産品の活用の関係でございますがまず、検証につきましては、3月末で事業年度が終われば報告されることになっておりますので、その時点で検証になるかと思えます。それとレストランのメニューの関係で地場産品の活用が見られないと議員おっしゃいますとおり現在ところ確かにそうでございます。ただレストランを開業するに当たりまして、季節、例えば浜中漁協であればカキ、ホッキを活用したりしたいという事で追々メニューは考えていくということで協議はしております。以上でございます。

**○議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**○総務課長（藤山巧君）** 75ページの地域公共交通活性化協議会の補助の961万1,000円の関係でございます。961万1,000円はご質問の中にもありました平成31年度の計画、これと大きく関わってくることでございますけれども、まず、協議会の会議自体、これは、平成31年度も3回ほど色々な場面の協議をいただく事で実施予定としてます。その他に協議会へ諮る前の具体的なものを検討するための専門部会、こういったものを実は平成30年今年度の協議会の中でも立ち上げて協議しております。協議会の始まる前段でいろいろ協議いただく、検討をいただくという事で約3回から4回ほど専門部会を予定してございます。それらに係る委員さんの報酬や費用弁償がかかります。大枠では35万円位の費用になると考えてございます。

それから委託としまして公共交通をいろいろと分析、アンケート調査含めてやっただいたっている委託業務で610万円ほど見込んでございます。

それから、実は平成31年度で今まで協議をしてきた運行計画の案を策定中でございまして、これは専門部会でもこれまで協議、検討をいただいて、それで3月末に第3回目の協議会に諮りまして運行計画も検討いただいて、概ね良しという事になれば実際に今度は、秋口に実証運行をする。実際にバスを走らせて乗っている方々の動向や利用度、ニーズを検討するという様な事で実証運行を2ヵ月ほど、恐らく秋口の10月、11月、12月、この3ヵ月の中位の期間の中で計画してみようという事でありまして、金額としましては、約300万円ほどが実証運行の方で見込んである費用でございます。そのほか事務費の雑費という事での小さい数字ですけれども、そういったものを合わせて961万1,000円という事になります。それから財源の方は町から961万1,000

円をいただきながら現在、協議会の方を事業主体として国の方に実証運行ですとか、それに伴う補助金の関係を申請している段階でございます。

もし、それが認められれば、費用の補助対象経費と見られる2分の1が協議会の方へ交付される見込みになってございますので、国の方から正式には来ておりませんが、実証運行等に含めた費用の補助金という事で見込んであるという事でございます。実際には961万1,000円の中のおよそ2分の1は補助金で見込む事が出来るのかなと考えてございます。その補助金が入りましたら、当初の色々な活動、計画を進めるにあたっては町から全額961万1,000円を交付いただきますけれども、その補助金が交付されれば補助金の見合い分を町の方へ戻すという形で今後、認められた額の方だけの事務手続を行い、平成31年度進めていき、それから地域公共交通網形成計画の素案というものを平成30年度に協議会、専門部会の方で検討を進めて、平成31年度に交通網計画を案という形で協議会を開いて整えていくという事でございます。それが実証運行の計画であったり今後、町内の公共交通網を図っていく上での制度政策、ベースの計画になります。それを平成32年の3月までに案をしっかりと作っていく計画で現在進めてございます。

**○議長（波岡玄智君）** 税務課長。

**○税務課長（梅田一光君）** 質問にあった産業団体納税等事務取扱手数料の関係ですが、実は税金の徴収に関わっては、税務課職員が徴収している場合と産業団体の協力によって徴収されている事も多々あって、これまで農協、各漁協、産業団体の協力の基に、いろいろな準備貯金、組勘から、普通預金からという事で落とさせていただいて、協力させていただいています。しかし最近の金融行政において、ゼロ金利時代になって、やっぱり職員の人件費もその手数料等に相当かかるという事で、これから多分税金だけじゃなくて、例えば児童手当の手数料の振り込みとか、今現在もう来ていますけれども、負担をしてほしいという事で、今までは、ゼロで指定金融機関がやってきたけれども、その事務を担うのにも幾らか町も負担してほしいという要望がありました。その先駆けとして税金に関しては、やはり本来、業務ではない手間を割いていただいている事において、町の収納率も上がっていますので産業団体にしたら、ほんのわずかですが200万円を基にして200万円を配ろうかという事を頭に置いて、そこから算出させていただいて1件あたり40円、税外、税金あと各準備貯金と件数割合、均等割合とかを用いて配布してみようかなと思っています。今後もこの傾向は、多分いろいろな手数料関係に

もずっと出ていくのかなと思っておりますが、先にまずやっぱり、産業団体の協力なくしては、税の税収とか、税外金の収納の確保が難しい状況ですので、うちも色々協力して出しますから産業団体も協力して下さいという事で今回、計上させてもらっています。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 鈴木議員。

**○3番（鈴木誠君）** ほとんど理解できました。若干確認のために聞きたいんですけど、まずそのロードマークの関係ですが実際、その路線によっても違うんでしょうけれども、どのぐらいの延長距離が今の予算の範囲で出来るのか、概算、大体でいいですから参考の為に聞かせて下さい。

それから公共交通活性化協議会の関係ですけれども、だいたい理解しました。

この委託に関わる610万円、この金額の委託の業務内容この辺について詳しく説明してもらえればと思います。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 建設課長。

**○建設課長（渡邊馨君）** お答えします。ロードマークの延長についてのご質問でしたが30年度に行った際には、ロードマークを敷く際、実線とか、あとT字線、十字線、あとドット線というものがございまして、あくまでも実線部分での延長についてお答えしたいと思っております。30年度は7,286m、7.2キロ。29年度におきましては8,640m、8.6キロでございます。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**○総務課長（藤山巧君）** 75ページの公共交通に関する委託料の600万円ほどの内訳ですけども大きくは、実証運行を行うという様な計画でございますので、それを地域に入って説明する、それから実証運行に伴うところの結果の分析、こういったものがございまして。

それから今、運行計画の中ではJRの駅と接続しながらのバスの運行、こういったところも検討の中身としてございますので、それらの乗降調査、こういったものも業務の中にも入ってきてございます。それから今、平成31年度で行う3月末でまとまる素案の内容、これを更に協議会で検討しながら、案という形に持っていくための内容の整理、こういったところは、委託先の方では各先進事例も色々手がけてきてございますので、この様なノウハウも含めて業務の中でご協力いただくという事で考えています。

**○議長（波岡玄智君）** 6番成田議員。

**○6番（成田良雄君）** 2点ほど質問いたします。65ページ議員の皆さんからも質問ありましたけども、会計年度任用職員制度例規整備等支援事業委託料172万8,000円が計上されています。この委託料の説明がありましたが、もう少し明確に質問していきたいと思います。昨年の10月に制度が確定されて、明年の32年の4月1日から制度が施行されますけども、1年しかありません。そういう意味では、この該当者に対しては、いち早く情報提供をしなければならないかなというふうに思いますので条例制度が改正してからでは遅いので、ちょっと質問させていただきます。

臨時職員また嘱託職員、非常勤職員の方について各自治体によって取り扱いが大きく異なっている状況でございます。

今回この制度は、しっかりと共通事項を定めて改善されるという事でございますので、まず今後、勤務時間によってその呼び名が変わるという事でございますので、それぞれ二つの呼び名が明確になりますので、その呼び方がどの様になるのか。

また、雇用期間の関係、あと先ほど言いましたけれども、勤務時間で分かりますけれども、この勤務時間は、どの様に定められるのか、また給与体形と手当これも、それぞれ制度が確定していますので、大体この様になりますという事を説明願いたいと思います。

また、サービスでありますけども、サービスにおいては結構でございますけれども、この6点について、どの様になるのか答弁お願いしたいと思います。

次に、69ページ公用車管理に要する経費でございますけども、燃料費479万円や修繕費437万7,000円が計上されてますけども、現在公用車、我が町として公用車を所有してる台数、できれば軽自動車、乗用車、その他という事で答弁をお願いしたいと思います。まず、その2点よろしく申し上げます。

**○議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**○総務課長（藤山巧君）** 65ページの会計年度の制度をするための支援業務委託料172万8,000円でございますが、昨年の10月という様なお話をされておりますけれども、実際の法の公布日は、29年の5月17日に改正法は公布されてございます。実際の施行の日が平成32年の4月1日からという様な事でございます。それで臨時的呼び名がどうなるかという事なんですけれども、ここの部分を、まさしく今この委託業務の中で進めていくという事になってくると思います。呼び名をどうするのかは、任用の形態としては、フルタイムの会計年度職員ですとか、パートタイム、時間給による職

員こういった分類、特別職の非常勤それぞれの会計年度の制度による任用の形態ですけれども、その職名をどうするという部分も、これから委託業務の中で整理していき、呼び名については、これから制度を導入する際こういった形の呼び名になるかという事を含めて検討していきたいと思っております。

それから雇用期間については、まさしく会計年度職員という事で、4月から3月、自治体で言うところの会計間で任用する職員というのが会計年度職員といたします。

今現在、任用している臨時職員やフルタイム、年度間の4月から3月の任用という事になると思います。

それから特別職の非常勤につきましては、年額の報酬ですとか日額での報酬、こういったところになりますので、ここの部分がこういった形で会計年度制度の中で位置付けるかという事になってくると思います。ですから雇用期間という部分で議員おっしゃいましたけれども、それはそれぞれの今現在の任用されている形態ごとに委託業務の中で整理をしていくという様な事になろうかと考えております。

それから選考の方法につきましても、これは制度の中で判例としての事でご説明申し上げますと、会計年度ですから毎年4月から3月までの事での更新や任用にあたっての手続きの関係、これらを整理していく事が、この委託業務の中で重要になってくると思います。何年まで更新できるか、何年以降についての更新やその更新のあり方、こういったところも会計年度職員の中の制度で求められてございますので、その辺の部分を制度化して移行するために今、委託をしながら色々と検討しようとしているところでございます。

それから、勤務時間もそうですし、給与体系、これらについても条例事項ですとか色々な部分に波及していきますので今現在、臨時職員の方々については、日額の賃金という形になってございますけれども、これが会計年度職員に移行されると月額ですとか、ある程度の給料表を持ちながらの制度移行になるかと思えます。その制度の中で整理していかなければならないというところもございますので給与体系、それから手当の関係、期末勤勉手当この手当の方も正職員もございますけれども、それらを会計年度職員の中へどの様に取り込んで制度化していくかというところの部分をこれから委託の中で整理していくという事でございます。大まかに言います会計年度の委託の中で取り扱って整理していこうかなと考えております。具体的には、中々お示しすることは出来ませんがけれども概要としては、以上の様な事で、この委託の中で整理していくという事でござ

います。

それから次に69ページの公用車の関係でございますけれども、普通乗用と軽四という部分の振り分けが私の手元の資料には、ございませんけれども、まず町の方で管理している部分、これにつきましては、全体で本庁舎それから福祉保健課、茶内支所ですとかを全部含めまして73台が今、町が管理している台数になってございます。

それぞれ茶内支所や浜中支所にも1台専用の公用車がありますし、給食センター、福祉保健課、水道課、診療所、体育館、高校、建設課、商工観光課、町民課にも専用車という事で全体で73台の公用車が保有されています。その中には、町のピンクバスというものも2台入っていますし除雪、一部作業用のタイヤショベル、そういったものも含めて73台ということで押さえていただければというふうに思います。以上でございます。

**○議長（波岡玄智君）** 成田議員。

**○6番（成田良雄君）** 65ページ説明いただきましたけれども、これから委託されて我が町としてどの様にしていくのかを決めるという事でございますけれども、資料などでは、やはり明確に2通りのフルタイム会計年度任用職員そしてパートタイム会計年度任用職員とこの様に分けて雇用すると報道されております。今後、町として今までの臨時職員をどの様に雇用していくという事でございます。総務課長からは、今後決めていくという答弁でございますので、もう明確には、ほとんど決まっているのですが、これ以上は質問しませんけれども、どうか雇用体系、我が町として、しっかりと定めていってほしいと思います。その改正の条例がいつ提案されるのか、その点をお伺いしたいと思います。

また、会計年度任用職員は、現在、何名が雇用されているのか、その該当者に対して、パンフレットなり説明は、いつするのか、その点、決まってからだと思いますけれども、これはいち早く、そういう人たちに32年の明年からという事になりますから、いち早くその情報提供をしていただければと思いますので、その点ご答弁お願いしたいと思います。

それと69ページですけれども73台という事でございます。更新時期がくれば更新するという事だと思いますが、コスト面また、安全面そして軽自動車、またはハイブリット車また、それぞれの車種を決定する訳でございますけれども今後、更新する時には、しっかりとした車を更新するという事があると思いますので、その点ご答弁お願いした



いと思います。スポーツ選手は免許を取って車を買う時は、なるべく安全な車を購入しなさいと会社から色々な面で指導されているそうでございます。安全が一番大事でございますけれどもコストもかかります。その様な面では、我が町として今後、燃料代、修繕料を下げっていく努力が大事かと思いますが、その辺は、総務課長として、どの様な方針で進めていくのか、その点ご答弁願いたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**○総務課長（藤山巧君）** まず65ページの会計年度の委託料に関連してでございます。これから制度の中で明確にしていくという事でございますけれども、今現在、当町で任用している形態を会計年度職員の方へ移行する時にどの様な形になるか、これは各町によってもいろんな形態で任用されているという事で極端に言いますと、それぞれの町で自分の町に合った形のを今後の会計年度職員に移行する際の任用のあり方を検討するという事になってございます。管内の事務担当会議の中でも会計年度職員の関係では今いろいろと制度化に向けて検討、情報の共有を図ってございますし、その様な部分も含めて会計年度職員の方は、制度化に向けて、これからも進めていきたいなというふうに考えています。いつ頃かという事でございますけれども来年の4月1日からの施行という事になってございますので遅くとも今年の12月の議会までには、この辺の制度設計をしっかりと組み上げて提案させていただきたいと思っております。今後スケジュール感を持って今進めようとしているところでございます。

それで現在、委託の業務を進める中で移行する場合の全体像も見えてきますので当然、年内に任用されている方々にも制度の移行に伴う任用のされ方、応募の仕方も事前に説明するという形になってくると考えております。

それから69ページの公用車の管理に関係する部分ですけれども、今後、耐用年数を過ぎて老朽化に伴い、当然更新する時期が毎年の様に出てきていますけれども、現在使っている例えばバンタイプを使っていて引き続き荷台、例えば後ろの方に少し荷物を積めるスペースのものが必要という事になれば当然バンタイプという事になると思います。乗用タイプでいけば今のハイブリッド、当然、省エネといったところを見なければならぬと思います。ですから全体的には、今後廃車される公用車の現在の使用の用途に応じながらと思っております。全部がバンとかハイブリットになるとなかなか荷台付きでハイブリットというのもないと思いますが、それぞれの用途に応じながら今後も更新の際には、検討しながら購入という事になると考えております。

○議長（波岡玄智君） 8番前田議員。

○8番（前田光治君）私の方から2点ほど、77ページ委託料の賦課事務に要する経費の13節の委託料の固定資産評価業務委託料60万5,000円と不動産鑑定評価委託料328万8,000円の業務内容をお知らせしていただきたいと思います。

それから2点目79ページの旅券発行事務に要する経費でございますが30年度の旅券発行実績を5年と10年に分けてお知らせしていただきたいと思います。

29年度の5年の方は、53件、10年の方は、34件で87件となりますが30年度の実績をお願いします。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（佐々木武志君） 79ページの旅券発行事務に要する経費に関わりまして、平成30年度の旅券の件数についてお答え申し上げます。

今現在でございますけれども5年につきましては、35件、10年につきましては、28件で合計63件の申請件数となっております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 税務課長。

○税務課長（梅田一光君） 委託料の固定資産評価業務委託料と不動産鑑定評価委託料の件について説明申し上げます。固定資産評価業務委託料ですが3年に1回ずつ行われる固定資産の評価にあたって、その準備を進めるために調査委託をかけていますので、その調査委託に係る委託料です。

次の不動産鑑定の鑑定士評価調査委託料ですが、その固定資産の評価にあたって19地点を不動産鑑定士に今の近傍の町村、近傍の土地の評価額がどうなっているのかを評価してもらっています。例えば3.11以降であれば海岸方面が若干評価が下がってきていて農村の茶内市街方面は、微増ではあるけれども上がってきているとか。

また今後、考えられるのは、庁舎がこの山の上に完成した時この火防線通りに新しく評価地点として設けられますから、それによって今度、近隣の評価額がどう変わってくるのかの調査をさせていただく委託料となっております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 5番秋森議員。

○5番（秋森新二君） 59ページの地域振興に要する経費での関連質問をしたいと思っております。

昨年2月の道新に載った報道であります、農漁業振興で人口減の防ぎ、開発局など釧路沿岸圏域の施策議論という、この様な見出しになっておりまして第1回が2月の7

日、国土交通省北海道局と開発局は、釧路の水産業や酪農、観光の振興を通じた地域の維持を考える釧路沿岸モデル地域圏域検討会を釧路地方合同庁舎で開いております。釧路管内沿岸自治体の首長や、生産者団体、民間事業者の代表が出席し、必要な施策について議論をしております。これは北海道総合開発計画の、これは2016年から25年までとなっておりますようで、人口減対策として先進的な酪農業の振興や地域の魅力向上につなげる施策を進め、住民の定着を図ることを掲げるモデル地域として、釧路沿岸の釧路市、釧路町、厚岸町、浜中町、白糖町など道内3圏域が指定され、先駆けて取り進めることになっておりまして、いろいろ議論をされておりますが、18年度中に結論をまとめるという事になっておりますので、もう3月でありますので内容、方向性が出ていると思いますので、概略等を教えていただきたいなと思っております。モデル地域としての重点的な取り込むという施策でありますので、たぶん浜中町もそういうモデル的なものが出ているのかなと思っておりますので、よろしく申し上げます。

**○議長（波岡玄智君）** 企画財政課長。

**○企画財政課長（金澤剛君）** ただ今のご質問にお答え申し上げます。議員おっしゃるとおり、道内3地域で、このモデル地域として指定されてございます。ただ今、海岸地域という事でお話でございましたけれども、皆さんご存じのとおり釧路管内につきましては、沿岸域それから内陸域、これも一つとして、全ての問題に対応しているのが釧路管内という捉え方をしております。今、開発というか、国の方からは沿岸域ということでお話スタートしてございますけれども、その後、標茶町、鶴居村、弟子屈町を含めまして釧路管内全体として沿岸という字が消えまして釧路圏域検討会という事になってございます。前年度、2月7日に開催されておりますけれども、今年度につきましてはまだその日程調整されてございません。恐らく今月中、まだ先方のほうから日程調整が来ておりませんので、今後になろうかなとは思いますが。圏域検討会ということで、地域振興に資するものということでございます。釧路管内は漁業があって、それから内陸部の酪農があって、両方を振興しなければならないということで、各町の首長から、内陸部も入れようということで行ってございます。1例をとりますと、水産業の振興でどういった養殖漁業ですとか、あとそれから、内陸部でいくと、酪農の生産物をどの様に供給するかとか、あとはそれに対して、今後の課題とかという事が検討されてございますけれども、議員が今、新聞報道でお知りになっているところを、私も資料を持ち合わせてないという部分もあるんですけれども、詳しいところは、今後ということで、わ

かり次第、情報は提供させていただきたいと思います。当然議長にもご案内がくるということになるかと思うんですけれども、内容わかりましたらお知らせいたしますので、ぜひ聞きに来ていただければなというふうに思っているところでございます。

**○議長（波岡玄智君）** よろしいですか。

他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、第3款民生費の質疑を行います。

この際、暫時休憩します。

（休憩 午後12時 4分）

（再開 午後 1時00分）

**○議長（波岡玄智君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2 議案第29号の質疑を続けます。

3款民生費の質疑を行います。

1 番加藤議員。

**○1番（加藤弘二君）** 4点ほど、お願いいたします。まず97ページの重度心身障害者ほか医療費扶助費についてです。この項目では、例えば、障がい3級とかとなれば年金の申請もできる。障害者年金を受ける制度もある。そういう内容かと思いますが、最近、町民で、私のところに相談に来た方がおります。生まれつき左耳が聞こえない人でして、都会で生活していたけども、なかなか労働が厳しくて、家に帰ってきて昆布採りをやり、そして、沿岸の魚を獲る船にも乗っていたのですが、この2、3年前に昆布採りもできなくなって降りて、それから沿岸漁業もだめなんだと。どうしたらいいでしょうと相談に来られました。それで釧路市立病院、総合病院に行っているいろいろ聞いてみたら、左耳は全く聞こえません。しかし、右の耳が聞こえるので、障害者年金の支給対象にはなりません。それから、脳神経外科というんですかね。黙って立ってられないので、台の上に上がって気をつけの姿勢になってみても、映像に写ってくるのが、重心がどこにあるのかっていう、正常な人はちょうど両足の真ん中に重心がいくんです。しかし、彼の場合は重心がもうあちこちに散らばりまして、画面全体が重心の形になって大変な状況で、立ってられなくてふっと後ろに下がったり、歩く時も右に行ったり左に行ったりして歩いて、例えば、船はおりたけども、昆布干しをやって、立ったり座ったりすると、もう10分位やっていると具合が悪くなって、砂利の上に寝転んで吐い

てしまうような、そういう状況になっていて。要するに、働けないという状況があって、本人にしてみれば大変なショックで、生きていく気力もなくするようなことまでぼやくんですけど。こういう様な状態で市立病院の専門のお医者さんに調べてもらった結果、病名はわかりません。それから、脳神経の方も病名がわかりませんということで、結局、障害者年金3級の程度に至らないので、お医者さんは、そういうふうな診断を私は書くことはできません。ということでしてね。ここでちょっとお聞きしたいのは、障がい者の程度によって支援制度が、5通りほどあると思うんですけど。3級以下の方で、働けないというような状況のもとで、どういう制度が対象になりますか。それが1点です。

それから2点目なのですが、同じページの厚岸町子供発達支援センター負担金がありますが、ここは榊町に新設されたハート釧路の施設の中で、障がい者の支援のほかに、別室でもう一つの部屋で、言葉の教室っていいですか、ハート釧路じゃなくて、厚岸の子供発達支援センターから、出張でやってきて、面倒をみてくれる、そういう場所があるんですが、これもまた相談がありまして、現在その子は年長さんで、保育所にお世話になっている子なんですけど、この4月に小学1年生になるんですけど、この子がお母さんと一緒に保育所の段階でも、支援して、言葉がきちっと話せないで、なんとか手助けできないだろうかって言ったら、定数が決まっています、今保育所の段階では見ることはできませんと言われて、このお母さんはとってもショックでせっかく浜中町にできたのに、なぜ私は厚岸の教室に行かなければならないのでしょうか。地元にできたんだから、私は行きたいと。子供を行かせたいと言っているんですけど、この辺の事情について、今、浜中町の方では、どんなふうになってるのかっていうことをお知らせ願いたいと思います。

それから、もう1点関連してですね、榊町のあの施設で、私は障がい者の人たちがどんな生活をしてるのかということで、何回か行きました。ところが、障がい者で仕事をしたり、勉強したりしている、何か作業している姿っていうのは、行っても一度も見ることはできませんでした。やはりあの施設というのは、障がいを持った子供が10人前後いらっしやいまして、そして、共同作業でいろんな仕事をやって、簡単に言えば、何かの袋張り作業だとか、それからアイスクャンディーのヘラを袋に詰める仕事だとか、そういう仕事を10人くらいでワイワイやりながら、楽しくやっていますよ。今回榊町に行っても、何人いらっしやるか知らないんですけど、会話しながら、「あんた鼻水出てるよ、ちゃんとかみなさい」とか言いながら、社会生活をどんどんやりながら、そ

の施設の中で仕事をしている状況はあるんです。それが全く見られなくて、何しに来たんだらうって、私はちょっと悲しくなって帰ることもあるんですけど。ただ、サロンの様な感じのところがあって、そこでコーヒーを飲むと150円だったかなと思うんですけど、安いんですよ。大きなマグカップに並々とコーヒーが出されます。飲んでみて驚きました。大きな声で言いませんが、おいしくない。インスタントコーヒーにお湯を足したくらいのもので、もう、ひと口つけたら、もうそれ以上進むことはできませんでした。私は、サロンのコーヒーを出す様なところに、10席くらい席はあるんですけど、私はひと口つけたら、「これはうまいぞ」っていう何か目玉商品があればいいんですが、そういう環境がない。そういう寂しさを感じて帰ってくるんですけど、これからずっと、ああいう感じで榊町の施設は続くのかなっていうことで、未来に希望があるんですというようなことを聞かせていただきたいと、そんなふうに思います。

次は、99ページの民生費です。成年後見人報酬等助成っていう制度なんですけど。遺産があって、正の遺産もあれば、負の遺産もあると思います。それで、お年寄りの方が亡くなったときに、遺産をどう処理するのかっていうのが、この成年後見人だと思うんです。それで、浜中町では、本年度1年間で後見人制度がいきで、そして、その方の後見人がいたことによって、正や負の遺産を処理することができたというそういう相談というか、そういうことが実際に何点ほどあったのか。ここのところを説明していただきたいと思います。

次は、民生費の101ページ。子供医療費扶助費2,472万円というこの額なんですけど、これは、乳幼児医療費無料、無償制度のことだと私は思うんです。この制度は、大変皆さんに重宝がられて、今は、高校卒業まで無償ということになっております。多くの保護者の方は、大変喜ばれております。そこで私は尋ねたいのですが、乳幼児医療費の無償化によって、救われる金額はここまでなんですけど、実際に病院にかかっている子供たちで、町内の2つの歯科診療所、それから町内の浜中診療所に実際にかかっている高校生までの数、実際に今年度でもいいし、前年度でもいいんですけども、実際にかかっている子供の数はどのくらいで、それで、それ以外でもし調べているのであれば、町外の医療機関でお世話になっている子供たちは何人くらいいるのか。それから、それがわからなければ、町内の該当する子供たちの内の何人が、あるいは何%が町内の診療所のお世話になってるのか。パーセントといいますか、そういうのを私は知りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡部直人君） まず初めに、95ページの重度心身障害者医療に要する経費の関連の部分で、障がい者の就労支援とか相談ですけども、まず福祉の方では、社会福祉等で相談業務を扱っていますので、そういった部分での相談。あと、具体的な就労の場所となると、事業所になるとハローワークさんとかの紹介や、町内の部分は、具体的な部分の把握はしておりませんので、そういった部分での制度的なお知らせをするという形になりますし、また、ハート釧路さんの方でも障がい者の関係の相談を受けてますので、障がい者の就労のあり方とか、個別の部分の相談をのっていただくということで、委託料のほうを出しております。具体的なケースについては、相談業務をやっている状態です。

あと97ページ同じく子供発達支援事業に要する経費の厚岸町子供発達支援センター負担金104万3,000円の関係ですけども、今回21万8,000円増えてます。これの増えたというのは、厚岸町にある子供発達支援センターの枠を、榊町にある子供発達支援センターに金曜日にサテライトということで、お借りしてますけども、その他に、実際に厚岸町に通所してる方もおります。この部分の全体の施設の利用割合が、浜中町の方が増えているという状態になってます。全体で言うと今回、今現在17名の方がこの発達支援センターの方に行っていますけれども、議員おっしゃるとおり、厚岸町に通ってる方もおられます。内訳は、まず就学前のお子さんが現在9名います。それと、放課後デイということで、小学生ですけども、8名ということになっていますので17名おりますので、厚岸町と枠を分け合っていますので、この割合が高くなってくると、この負担金が高くなると、それによって、やはり予約も行ける場所ですね。榊町の場所も、時間制でやっていますので、特に小学校就学前ですと、時間的な部分がありますので、枠があります。厚岸町の方に行っていただく場合は、子供発達支援センターの交通費助成という形で、町の方では支援させていただいておりますけれども、担当の保健師、あと福祉係それとそちらのセンターの方と受ける場所や日程等、詰めておりますので、新年度、今度新1年生になる方みたいですので、調整して、支援していくっていう形になると思います。

あと99ページの地域活動支援センターの関係ですけども、実際この利用者の通所者で、定期的に行ってる方が4名。あと1週間に1件とか不定期の方が1名、現在入院している方が1名いますので、利用者6名ということになっています。主に、この定

期利用をされてる方については、調理室の中に入って、お弁当をつくっております。それと、外にいる方が1名ですので、この方については、創作活動。キーホルダー作ったりとか、中で地域活動支援センターの方でゆったりしてますけども、そういった活動に主に従事している形ですので、この方は、ちょっと目が不自由な方なので主にそういう活動と、調理場が足りない場合には、調理場に入るケースもあるというふうに聞いております。あとカフェの方ですけども、あのカフェは実際指導員が中心に回しているような状況ですので、メニューのところも、やっぱり評判という部分もかかわると思うので、そういうお話を上の方に伝えていきたいなというふうに思っておりますので、よろしくをお願いします。

それと99ページ同じく扶助費の、後見人の報酬の助成ですけれども、ここの部分は障がい者の関係になりますけども、認知症の関係の後見人の部分ですと、103ページのその他高齢者福祉に要する経費の扶助費の成年後見人等の扶助費の14万2,000円になりますけれども、実績はあるかという話なんですけど、今年度、実は、障がい者の方で1件ありまして、その方の兄弟1名のお母さんが亡くなってその後、後見人の裁判申し立て等をして、兄弟ですので2件。2件という扱いになります、兄弟がいますので。この方、今、家裁のほうに申し立てて、後見人がついて、今、相続等の財産の管理の事務をやっているところですので、30年度にはその2件が実績としてあります。実際、この後見人制度なんですけども、今回の場合、市町村長の申し立てという形になりますけれども、やはり後見人そのものが市民後見人が、うちの方で体制として出来ないのが実情ですので、今後、認知症との部分で、後見人制度を利用する人が増える可能性があります。ただ、機関でいうと社協さんが委託を受けてやってるという場合もありますんで、関係機関含めて、受け入れ体制、浜中町として、将来的にこういうケースが多くなってくる場合の対応に向けて、体制を整備していきたいなというふうには考えております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 診療所事務長。

**○診療所事務長（齊藤清隆君）** それでは、101ページの子供医療費助成に要する経費のご質問にお答えをいたします。浜中診療所で何人、高校生以下の子供が受診されているのかという質問でございますが、まず未就学児から申しますと子供医療費に係る資格受給者数が2月末現在で286人。それに対しまして、浜中診療所にかかった子供が34人。割合から言いますと、11.8%。続きまして、小学生。受給資格者数が22



5人。浜中診療所にかかった児童が82人、36.4%。中学生、受給者数が140人に対しまして、かかった生徒数が39人、27.8%。高校生でいきますと、資格者が163人で、うちにかかった生徒数が42人、25.7%。全体でいきますと、受給者数が814人に対しまして、かかられた生徒が、実人数ですけども197人、24.2%となつてございます。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 町民課長。

**○町民課長（佐々木武志君）** 97ページの重度心身障害者ほか医療費扶助費の関連の関連質問についてお答え申し上げます。こちらの方なんですけれども、あくまで医療費の助成という点の要件をお話しさせていただきたいと思つています。

まずは、身障者手帳の交付を受けた方で、障害等級1から3級に該当する方。それから、重度の知的障害のある方、それから精神保健福祉手帳1級を取得している方というふうになっております。

それと2点目ですけども、子供医療費の扶助費の関連のご質問でございまして、ご質問の中で、町内それから町外の医療機関、高校生までの数がどれくらいいるということなんですけれども、その細かなデータにつきましては、原課としては、確認作業が非常に細くなるものですから、数については把握していないのが現状でございまして。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**○1番（加藤弘二君）** 最初に立つて説明した方の主旨がよく分からないので、もう一度お願いしたいと思います。私が重度心身障害者ほか医療費扶助について、生まれつき耳の病気で左耳が聞こえない人、これが、作業している中で、脳の方の影響で真つすぐ立てないという状況がわかりましたが、その方の診断は、障害者年金を受けるまでの等級にはなっていません。最初に調べてから3カ月後に行つても、該当しませんというお医者さんの回答でした。私は、彼をどうやって励ましてやったらいいかというの思つたんですけど。「それは、おまえ気力で頑張るよりしょうがないぞ」っていうしかないなと現在は思つてるんですけど、まだ彼には話していません。そういう点で、医師の診断が無いことから、あまり体を動かさない様な仕事で徐々に頑張るしかないかな。例えば今やっているのは、蛸の縄さやめをずっと朝から夕方までやっているという、「それは、お前大丈夫か」って聞いたら、他の人よりもスピードは遅いが何とかできるんだ、というふうな状況です。それで私が知らない間に、彼が福祉保健課に行きまして

医療費の補助を受けるようにしたからって。私の知らない中で、本人が行って状況を話したら、医療費の補助っていうのがどういう形で補助されてきたのかなっていうのが、細かいことは聞いてないんですよね。そんなことで、浜中町では、今のような状況の人でも医療費のうち、こんな面は補助できてきてるんだということが明言できるのであれば、今やっていただきたいと。そんなふうに思います。

それから、その下の発達支援センターの件で、先ほどの説明では、就学前の子供がハート鉏路で言葉の教室に参加できるかという、保育所に行ってる時はちょっと定数が大変だから学校に就学し小学校1年生に上がった時点で、榊町の施設でみてもらえるような枠があるような答弁をされたんですけど。それは、確約できるものなのかどうなのか。その辺お知らせ願いたいと思います。

それから榊町での利用者が、はっきりしてるのが4名で、不定期にやってくる利用者が1、2名ということで、全体6名という。ちょっと、自分としてみれば、いろんな、ほかの施設を見てきても、少なくとも15人以上20名くらいの利用者がおられるんですけど、浜中町のあの榊町の施設で、利用者が10名を超えるような状況は、どうして作れないのかなと。その辺の事情がよくわからないので、今はこういう状況であり、こんなふうな状況が生まれることになれば、10名以上の利用者が入ってくるようになるのかな。そうした場合に、浜中で障がいを持っている方が、その施設に条件が整ったら入ってくるという、そういう目標を持っているのかどうなのか、将来どうしようとしているのか、その辺のところを説明していただきたいと。そんなふうに思います。

あと最後、乳幼児の医療費の浜中診療所や歯科診療所で、子供全体のうちのどのくらいが浜中町の診療所にかかっているかという報告がありましたが、対象となっている方の数から言えば、24%、36.4%、11.8%、27.8%、25.7%ということで報告ありましたが、これ、対象者の中の人数だと私先ほど聞いていました。せっかくの乳幼児医療費の無料化なんだから、できれば浜中の歯科診療所や浜中診療所で、少なくとも50%の方々がかかってくれば、浜中診療所の収入も増えて、安かった、無料でできたっていう、そういう喜びもひとしおでないのかなと思うんですけど、そういう努力っていうか、どうしたらいいのか、その辺の考えをお聞かせしていただきたいと。以上。

**○議長（波岡玄智君）** 福祉保健課長。

**○福祉保健課長（渡部直人君）** 初めに、厚岸町の子供発達支援センターですね、サテ

ライトで榊町でやってますけど、これはハート釧路がやってるのは地域活動支援センターなんですけども、こちらの方は別の委託になります。人数がだんだん増えてきて、本来であれば、やっぱりうちの施設を使えばいいんですけど、やはり委託先が児童と就学前のお子さんをやるとなると、運営する委託先は実際ないというのが実情です。それを何とか厚岸町さんの枠を借りてやっているというのが今の実情ですので可能な限り、調整はさせていただきたいんですけども、就学前のその子の状況とかを確認しながら、連携しながらやっていきたいと思います。個別の部分については、保護者の方から相談を受けて対応してまいりたいというふうに思っております。

あと地域活動支援センターの部分ですけれども、やはり、今後増えるかという部分ですけれども、実はそういう施設ができたんで、中標津の高等養護学校さんから、浜中町出身のお子さんが行っている場合があります。地元で、自宅にいて、そういうところに活動しながら、働きながら、一緒に生活できればいいなっていう部分での話も出ていますんで、そういう方が増えていくと、事業所としてニーズが増えていくのかなと思ってます。今の場合、実は障がい者サービスの国の事業でやってる補助とかそういう中には入っていませんので、あくまでも議員おっしゃる施設については、例えば、就労型のB型とかA型とか、そういった施設のことを言われてると思うんですよ。将来的に私どもも、そのB型、雇用契約を結ばない形の就労施設ということを、目指してはおりますので、人数的には今、常時働いている方が3、4名ですので、これをもう少し増やして、利用者を増やしていかないと、実際、単独施設としてはやっていけないという実情ですので、そういう町内出身の方が、逆に言えば、潜在的にはほかの施設に行っている、釧路とか行っている方もいますけども、なかなか地元に戻ってきてB型とがあるわけじゃないですから、戻ってくるという状態にはなっておりませんので、長期的な部分では、増えることに対応して増えればいいなっていう部分ありますけれども、現状では、今の形でしっかりまず基礎となる部分を施設としてやっていきたいなというふうに思っているところであります。

それと、その1番最初のケースですけれども、福祉保健課に相談したということで、医療関係、もしかすると補聴器とか補装具の関係なのかなと思ったんですが、違う医療費の支援制度も重度じゃなくてありますので、いずれ診断書が出て、医療費の認定なったというふうなケースかなというふうに思ってますので、個別の分については、事細かく相談、医療費関係はやってると思いますので、就労の部分までも含めて、お話は聞いて

と思うんですけども、今後も、きちんと担当者が対応しますので、ご相談していただければなと思っております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 診療所事務長。

**○診療所事務長（齊藤清隆君）** 101ページの子供医療費助成に係る再質問にお答えをいたします。いい制度なので半分以上かかる様な努力をなさっていう、こう耳の痛い話でしたけれども、うちとしても、患者増に向けての努力は惜しみなくしているつもりなんでございますが、先ほど申しましたとおり未就学児の割合が非常に低い。これは5歳以下ですと、やはり釧路市内の生まれたところの病院の小児科にかかるというケースが多いかと思うんですよね。その関係で上がってこないというのがあると思いますので、今後につきましても今いる医者、スタッフで最善を尽くして患者増に向けて頑張ろうという意気込みでおりますので、ご理解願います。

**○議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**○1番（加藤弘二君）** 最後、1点お願いします。榊町の障害者施設で働く方を出身者であちこちの施設で、お世話になっている子供さんたちも沢山いると思うんです。そういう方々が、地元の榊町の施設にやって来ようかなって、やっぱり近いからその方がいいかな。だんだん歳を取っていくと遠くの子供に会いに行くのも大変だから、地元の施設に入ってもらった方がいいよねっていう、そんな環境を私は、作ってほしいなと思うんです。その際に、ハート釧路の財政力の関係で、今の利用者を倍に増やすような、そういう予算をつけることは出来ないんだと。予算上そういうことができないんだっていうことであれば、浜中町が予算をつけて、あるいは、国から道から持ってきて、そういう環境を整えるということも考えるべきことではないのかなって、私は、感想として思うんですね。そういう点で、昨年あの施設を、親に代わって行政が率先して作った施設でありまして、なかなかこういう施設を行政が動き出して、場所を設置するっていうこと自体、私は本当に素晴らしいことだと思うんですが、その目的を達成させるためにも、もうひと踏ん張り頑張る必要があるのではないかなと思います。これ、3回目の質問で終わります。

**○議長（波岡玄智君）** 福祉保健課長。

**○福祉保健課長（渡部直人君）** 浜中町地域活動支援センターの今後のあり方に関わる部分かなと思うんですけども、利用者が増えると、国の補助の貰えるそのB型事業所等に移行するっていうことは、実はハート釧路さんともお話しさせていただいています。

ただ、現在の受け入れ人数、あと体制ですね。配食とか色々やっていますけれども、ちょっと現状では厳しいと。ただ、せっかく作った施設ですので、将来的にB型事業所の開設を目指すというのは、共通の理解で進めていますので、B型事業所の方に移行すると、町の持ち出しが逆に少なくなります。補助、支援額が減ると思いますので、中標津高等養護学校とかとも連携をしながら、新卒の子を地域でしっかり育てるとか、そういう様な部分でやっていきたいなと思っております。本来のこの地域活動支援センターの目的、日常生活、社会生活を営む形で地域でしっかり障がい者とともに活動できる施設になればなと思ってます。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 10番、田甫議員。

**○10番（田甫哲朗君）** 2、3点伺いたいと思います。若干、9番議員と質問項目がかぶりますけど、なるべくかぶらないような質問をしていきたいと思います。

それです105ページの野いちごへの補助金ですね。これに関連して、先ほどの説明でおよそ理解をいたしました。ただ、自分が心配するのは、要は、今年度は前年対比211万円の減。ただ、その前の年度を見ますと1、150万円の減額となっております。それでその先ほどの説明で、今、入所者を45名まで増やすことができましたという中で、まあいい傾向かなと思っているんですけど、満床の状態で経営し、運営して、それでこういう施設っていうのは満床の状態で運営することで、要は経営ですね。野いちご自体の経営が成り立つんだらうなっていうふうに自分なりには考えるんですけど、町からの補助金が減る中で、去年ぐらいまで40人そこそこの入所者の中で運営してきた中で、この野いちご自体の経営状態、これはたぶん、毎年野いちごさんとは話し合いの中で、この補助が決まっているのかなと思うんですけど、例えば、29年度単年度の野いちごの決算状況とか、30年度の野いちごの決算状況っていうのは多分把握されているのかなと思うんですけど、単年度の中で運営状態がどうなるかっていうことをちょっと教えていただきたいと思います。

それと111ページ、へき地保育所運営に要する経費の賃金。これは、常設の場合もあわせて聞きたいと思いますので、この保育士賃金は、パートであったり嘱託であったり、代替保育士に係る部分かというふうに思っているんですけど、前年比125万2,000円の増となっております。これの増の要因として、補足説明では、配置見込みによる予算というふうに伺ってたんですけど、単純にその保育所において児童数の増によるものなのか、それとも賃金の単価っていうか、そこら辺との兼ね合いもあるのかな

というふうには考えるんですけど、来年度入所予定の常設も含めた各保育所の人数、保育士の数を教えていただきたいと思います。

それと、119ページ、保育所保育士賃金に関連してなんですけれど、この今回、茶内で保育所が新しくなることによって、子育て支援センター、これも霧多布に加えて茶内でも開設ということで、それにかかる賃金なのかなと思うんですけど、現在、霧多布保育所で子育て支援センターを開設されている訳なんですけれど、そこにかかる保育士賃金という項目は、予算計上なかったんですけど、霧多布で運営するにあたっては大丈夫、茶内でやるにあたって247万6,000円が必要になるのかなっていうふうにも考えるんですけど、まずそこら辺伺っておきます。

それと、戻りますけど115ページ、常設保育所に要する賃金で、まず、光熱水費1,408万円。これは、前年対比871万6,000円と大変大きな増額となっているんですけど、茶内保育所が新しくなるに伴ってのものにしても大きいかなと思うんです。まず、この大幅増となった要因をまず伺います。それと、同じく手数料。これも123万6,000円。これが、前年度倍額以上となっている要因。それと、清掃事業委託料207万5,000円。これは新規かなと思うんですけど、この内容を教えて下さい。

それと今度、一時預かり保育も茶内ですということだったので、参考までに霧多布で今やっているのいくと、29年度は213件の利用ということでありました。それで、前年度の実績を教えていただきたいと思います。それと遊具撤去費。先ほどもありましたけれども、先ほどの答弁では、もう使用ができないようなものなので、全て廃棄するという答えだったと思います。今度の保育所で使用するっていうのは、まず考えられないんでしょうけれど、茶内地区で、ふれあい広場で複合遊具を今回予算付けしてもらって、あそこを児童公園みたいな形にしていきたいと思う中で、もし、まだまだ使用が可能なものであって、そういうものがあるのであれば、そういうところで活用は考えられないのかなと思うので、その考えも伺います。

それと、前保育所の今後について、解体前提にというお答えでありました。それで、関連になるんですけど、防災の方で茶内に水防倉庫をたぶん購入だと思うんですけど、50数万円ですが予算計上額が今回ありました。それで、土嚢等を入れておく倉庫を今回購入するという話でありましたけれども、確かに耐震にひっかかって、保育所として利用することはもう無理ですよというふうに現保育所は診断された訳なんですけ

どね。これ、倉庫として使用する場合には、それでもやっぱり耐震基準というのは問題になるのか、ならないのか。ならないのであれば、利用する方向で考えられないのかなという思いがありますのでお答えください。

それと今作っている保育所、これも地域の方々もそうなんですけれど、大変カラフルなもので大変目につきます。中を見てみてみたいねっていう話がある中で何うんですけれど、保育所いざ開所してしまったら、なかなか関係以外というのは入れないんじゃないのかなと思うんですよ。それで、できるのであれば、この供用開始の始まる前に、日曜日等1日くらいで結構ですので、ぜひ見学というか、開放して、見てもらうというような一般公開するような検討はされるのか、できるのかできないのかを伺います。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 福祉保健課長。

**○福祉保健課長（渡部直人君）** 105ページ、社会福祉法人浜中福祉会に要する経費の浜中福祉会に対する補助についてです。今回の減額については、210万9,000円ですけれども29年度までに整備費、要は施設の建設費等ですね、その部分でかかっておりました。それで30年度も減額となっておりますけれども、今年度につきましては、特に野いちごの施設長ともお話しさせていただく中では、29年度、実はその補助金出しました。結果的に黒字になったので、補助金の額正確な数字は手元にはないんですけれども、年度経過3月、野いちごの決算後に返還いただいています。そういう意味では、町の補助の中では、補助金については、要は、事業収支で不足する分を出している。単純に何を買うとか、備品設備を整備するとかっていう部分については、当然そのままお渡ししたままなんですけれども、例えば今回の介護支援者の支援金の貸付事業関係があります。実際、未執行の部分がありますので、こういうものについても年度末の決算を待って、お返ししてもらおうと。あと事務費系もそうですけれども、お返ししていただくようになってます。あと、収支の部分ですけれども、基本的に介護保険会計の中で、人数が増えていくと収入は当然増えてきますので、利用者負担も合わせた中で収支は維持できるはずなんですけれども、問題はやっぱり人なんですよね。人がいないっていうのが、介護する人がいないっていうのが1番問題ですので、その対策を町としては今、30年度から本格的に支援をしているという状態になっているところです。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 保育所長。

**○保育所長（山口ひとみ君）** まず初めに111ページのへき地保育所運営に要する経

費の保育士賃金についてお答えいたします。このへき地保育所の保育士賃金については、今までパートで対応していたところを、臨時保育士としたいというところでの増額となっています。

それと全保育所の入所予定人数と保育士の数ということについてお答えさせていただきます。予算計上時の見込み人数では、常設保育所は136人、へき地保育所は49人と見込み予算計上でその様にしたのですが、今現在、入所申し込みがあった児童数は、霧多布保育所で58名、そこに職員数の配置は、10人と考えております。園長を抜かして10名と考えています。茶内保育所は65名、ここも同様に10名と考えています。

それから散布保育所は14名、保育士は3名と、パートの対応を予定しております。浜中保育所は16名、職員3名と考えています。姉別保育所は8名、職員は2名と考えております。

次の質問ですが115ページの光熱水費についてお答えさせていただきます。光熱水費については、下水道や水道とか、その他の部分については大きな増額はないんですが、議員おっしゃいました様に茶内保育所の電気代。電気代の部分がちょっと大きくなっています。調理にかかる部分と地中熱。暖房が地中熱ですので、その機器を動かす電気代もみています。まだ供用していませんので、北電さんに電気料は見積もっていただいたところなんですけど、当初なので明確なものはないという事なので、多めに計上している状況です。

次に、茶内保育所の遊具撤去で廃棄というところで、使用可能なものはないのかという質問だったのですが、遊具は一度撤回しますと、組み立てたりするときにはまた破損といいますか、そういう問題も生じてくるらしく、それにもう年数もかなり経っていますので、どこかのところで再利用できるようなものはありません。それから、子育て支援センターに要する経費の茶内保育所で子育て支援センターをやるにあたり、今回臨時としての予算計上があるが、今まではどうであったかっていう質問だと思うんですが、今までは正規職員が霧多布保育所の子育て支援センターの方では対応してましたので、このたび茶内では、どちらがどうなるっていうのは今後はっきりするんですが、1人は臨時で対応したいというふうに考えております。

それから一時預かり保育の利用数なんですけど、平成30年度2月末までで延べ人数が236名となっています。以上です。

答弁漏れがありました。すいません。茶内保育所が新たに完成したら共用開始までに



中の見学は、というご質問なんですけど、その点については、そうしたいなと思いますが、まだ全く詰めてませんので、決まり次第お知らせしたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 建設課長。

**○建設課長（渡邊馨君）** 今の茶内保育所の、旧保育所の今後、倉庫としての活用についてですけれども、耐震基準の問題になりますけれども、耐震基準とは建物の用途ではなくて建物そのものを診断するってことで、その診断した結果、NGであることから、倉庫としての利用も不可能でございます。以上でございます。

**○保育所長（山口ひとみ君）** すいません。答弁漏れがありました。手数料。まず始めに手数料について説明させていただきます。手数料の内訳としましては、汚泥運搬処理手数料。グリストラップの運搬に係るものが13万9,520円。それとグリストラップの収集にかかるものが10万6,384円。それから検便検査、保育所の調理員と0歳児の授乳担当者になるんですが、この検便検査手数料が、4種の定期の検査と、ノロウイルスも含めまして、4種が5万2,320円、ノロウイルスが25万3,440円となっています。それとピアノ運搬手数料も7万3,440円。それから細かいですが、フィルター清掃に係る手数料が36万円となっています。その合計額です。

次に清掃事業委託料なのですが、茶内保育所の掃除に係る部分で今までは職員が掃除してたんですが、面積が広がることもありまして、清掃会社に委託しようとするものです。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 田甫議員。

**○10番（田甫哲朗君）** まず野いちご。29年度が黒字であったという答弁だったかと。これ、要は、僕が聞いたのは単年度の決算で、決算状況っていうのは説明とか報告があった上で、余った分を返しますよということなのかなと理解するんですけど、要は運営自体が、例えば、介護報酬等々の要するに入所者数、入所者がいる事で入ってくる報酬とその経費等をプラスマイナスしたときの決算の状況っていうのはどうなんですかっていうことで聞きたいんですが。要するに、例えば基金じゃないけども、財源として野いちごが持っている予備費というか、要は、そういうものの繰り出しがあって初めて黒字になっているんです。要は、単純にさっき前段申したような状況での黒字なのかということなんですよ。とてもだから29年度が黒字だということが、40人弱くらいの入所者中で、はたして、そういうものが黒字で確保できるのかなっていうのは、ちょっとびっくりしました。それで運営ができるんなら、それは補助額をもっともっと減ら

せるのかなという思いもあるんで、もう少し詳しい内容を教えていただきたいと思います。

それとですね、そのへき地保育所と常設の場合のパート職員だった方を臨時職員として雇う関係での増額ですよっていうことで理解していいのかな。違うのかな。違うのであればもう1回。要は、へき地で今回125万2,000円ですけれど、常設だともっと大きな200万円、もっと大きかったな。400万円位の増になる。なんせこの賃金が、常設の場合はもっと増えますよね。要はその増える要因、それを再度お尋ねいたします。それとこの代替保育士なんですけど、突発的なのかどうか分からないけど、要はパートにしても正規職員であつても休まなきゃならないというふうな時に入っていたくってというのは、この代替保育士なんだろうと思うんですよ。それでこの代替保育士の稼働日数っていうかそういうものっていうのは最初から予算の中に入って、要するに年次休暇等、有給休暇を使う日数をしっかり計算した中で、代替保育士の稼働日数とも計算されているのかを確認しておきます。それと、光熱水費ですね。さっきの説明だと、主に地中熱での冷暖房。たぶん、茶内の場合は給湯もこの地中熱でできるのかなというふうに理解しているんですけど、地中熱ヒートポンプを動かすための電気料が大きいんですよみたいな話だったと思うんですけど、単純に電気料と言っても、照明もありますし、いろいろあると思うんですけど、照明については当然、LEDを使う訳ですから。これは従来の電気消費量からみると、普通は3分の1というふうになるのがLEDの特権というか効果ですから、照明の部分については発生しないのかなと思うんですけど。やっぱり大きいですよ、800万円という電気料のアップというのは。初年度でやってみなきゃわからない中で、北電とも見積もってもらったという話でしたけれど、消費電力というのは、このポンプにたぶん表示されてるのかなと思うんですけど、もう少しわかりやすく。要はこの、今回のこの地中熱利用に係るヒートポンプを稼働する上での電気料を少し多めに見込んだっていうとらえ方でいいのかどうか。確認させてもらいます。

**○議長（波岡玄智君）** 福祉保健課長。

**○福祉保健課長（渡部直人君）** 再質問にお答えします。浜中福祉会の野いちごの件ですけれども、31年度予算書の案をこちらの方でいただいていますけれども、やはり今回、利用者数、入所者数が増となることで、介護保険収入を増やしてきてます。当然収入が増えるということですが、その中で、歳出ですけれども、当然人件費、若干増え

てますから、その分は増えるという部分なんですけども、総体でいきますと、この事業収入の方は基本的に介護収入の中で、やりくりできると。ほかの社会福祉法人も、こういう特養とかやっている施設もそうなんですけども、浜中町の場合は、やはり建設時の経過等を踏まえた中で、維持補修費だとか、施設の維持管理に要する経費の一部を補助したり、施設の建設費の補助をしてきました。その関係する部分ですので、その中で運営費の一部、先ほど9番議員の時にも話しましたが、まず本部の方に212万2,000円で、施設の改修費の分については今回504万円なんですよね。実際の負担でいうと、この2本ぐらいいかなと思うんですよ。施設の改修費を普通のところだと、自前でやる形になると思いますので、この額っていうのは、要は、介護収入が減ったとか増えたところでの助成っていうのは浜中町からは直接はしていません。逆に、デイサービスやほかの事業の部分では足りない部分とか、町から委託してる部分ありますけど、町の方で運営そのもの、人件費そのものに直接入れたりしてるんですけど、この特養の部分については、そういうような補助金の形の性格にはなっていません。先ほど言った貸付金が返ってくるっていう部分もそうなんですけど、その制度設計だとか運営するための後押しをする補助金というのはここに入ってくるのかなっていうふうに思っておりますので、この額が増えてくっていうには大規模改修ですね。野いちごさんでも壁とかいろいろ今後長寿命化とかいろんな部分で検討されてるみたいなんですけれども、まずは、計画的にやっていきたいということで、今年度はそういう部分については一切来ません。単純に今回の要望の方も、本当に最低限必要なものの備品の部分ですので、まずは、人員をやっぴり確保するということは、施設を運営していく上では必要だということで施設の方からお話聞いております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 保育所長。

**○保育所長（山口ひとみ君）** 保育士の賃金について、お答えいたします。まず、へき地保育所は、今までパートで対応していたものを、児童数の増と、あとは配慮を必要とするお子さんもいまして、パートの時間数だけでは足りなく対応できないことから、1名臨時保育士としたいと。常設保育所につきましては、新たに臨時保育士2名増という考え方で計上させていただいています。代替保育士の稼働日数なんですけど、代替保育士の稼働日数は、職員が休暇をとった時などに入りますので、職員の休暇分の人数をかけた行事の時とかも、園外に出たりする場合には特別に配慮したり、手当を厚くしたりするもんですから、そういうものも見込みまして、それと茶内保育所と霧多布保育所に

つきましては、居残りさん。時間を過ぎて、一斉保育が終了してからのところにも保育士を配置していますので、それは増額となっています。

**○議長（波岡玄智君）** 建設課長。

**○建設課長（渡邊馨君）** 3点目の、水道光熱費が昨年よりも800万円位上がっているその理由はという事に対してお答えします。まず800万円の対比のベースとなる旧保育所、面積は508平米、昭和49年建設。これと今回の987平米を擁する新保育所、これの対比となると、やはりこれだけの開きが出るのは当然だと考えております。先ほど所長の方からも答弁ありましたけども、1年目で数字が見込めないということから同じ再生エネルギーを利用している給食センターの電気料を参考にして今回1,400万円計上したという事でございます。

なお、先ほど話のあった地中熱ヒートポンプをつけたからこれだけ上がるということでは決してございませんので、今までヒートポンプがなかったものですから、それに対する電気料は当然上乘せになると思えますけれども、それがあったから、この800万円上積みになったという訳では決してございませんので、よろしく願います。

**○議長（波岡玄智君）** よろしいですか。

4番中山議員。

**○4番（中山眞一君）** 101ページ、子供医療費につきまして、1番議員さんの質問の中で答弁がありました30年度でしたら、先ほどの診療所事務長からの数字細かくあったんですが、例えばですけども、幼児ですと286人が対象者で、そのうち浜中診療所にかかった人が34人ってことですね。幼児の場合だったら、例えば、高校生でいくと163人の内の42名が浜中診療所にかかったと。そうすると、全く163人みんなが病院にかかって、診療費もらってる訳じゃないですよ。そうすると、2,420万4,000円という数字が予算で上がってます。昨年が2,457万6,000円。ほぼ同じ様な金額ですけども、これ、そうすると浜中診療所がこの2,400万のうち、いくらかかっているのか。

そして幼児、小学校、中学校、高校で年間でそれぞれどれだけの金額がかかっているのか。それを教えてもらえればわかりやすいなと思うんですけども、先ほどだけだと、ちょっと何か浜中診療所に24.2%しかかかっていないというような勘違いの数字になりやすいんだと思いますので、わかりやすく教えていただければと思います。

次に、105ページ、在宅福祉に要する経費の敬老祝金につきまして質問をさせてい

いただきます。31年度は124万1,000円を予算計上していますが、対象者は、何人なのか。ちなみに30年度は、当初147万円で、補正でマイナス43万円ということでしたので、対象者何人だったのか、それも含めて教えてください。

それから浜中町の敬老祝金は、条例の中で、満88歳米寿3万円、満99歳白寿5万円。これは8月31日現在において、満88歳、満99歳で浜中町に在籍している人ということですが、この8月31日という基準は何で出てきたのか、それにつきましても教えていただけたらと思います。そして、この祝金は、町長が9月中に対象者に贈呈することになってはいますが、これは町長がみんなのところへ持って歩いているのかどうか、その辺につきましても教えていただけたらと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 町民課長。

**○町民課長（佐々木武志君）** それでは、101ページの子供医療費の扶助費の関係でございます。2,402万4,000円ということでございますけれども、実績という事で平成29年度のそれぞれの実績について件数と金額を申し上げます。3歳未満につきましては、2,427件で469万9,302円でございます。3歳以上未就学児でございますけれども、2,680件、金額は417万6,572円となります。続きまして小学生につきましては、2,896件、金額が731万8,252円でございます。それと中学生ですけれども、件数1,508件、金額は377万461円でございます。高校生なんですけれども、件数につきましては、1,260件、金額は343万3,493円でトータルで件数は1万771件、金額につきましては、2,340万5,080円となっております。

このたびの予算でございますけれども、予算を策定する際に、11月末に高校生までの対象者、こちらについては、805人ということで試算をさせていただいております。こちらを用いて、推計を行いまして、31年度の予算見積額とさせていただいているところでございます。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 福祉保健課長。

**○福祉保健課長（渡部直人君）** 105ページ、在宅福祉に要する経費、敬老祝金124万円の積算根拠ですけど、本年度31年度につきましては、88歳米寿の方が38人、白寿99歳の方が2名ということで見込んでおります。議員おっしゃるとおり、米寿の方が3万円、白寿の方が5万円という事で合わせて124万円の計上となっております。

30年度の実績ですけれども、米寿の方が33名、白寿の方が1名ということになっております。

それと根拠ですけれども、議員おっしゃるとおり、敬老祝金条例に基づいて行っておりますけれども、基準日が8月31日と設定しておりますけれども、9月は一般的に敬老週間とかいろいろそういう関係のものが多く、敬老会もここに集中する、全国的にはそういう時期でありますので、8月31日それを前にとということで、敬老週間なりそういう前後に合わせて祝い金をお配りしています。浜中町はずっとそういうようなやり方をしております。今年の30年度の配布につきましては、副町長と私の方で、町内の部分を割り振りまして、祝金を該当の方に届けたという形になっております。

また町長については白寿の方のほうに予定しておりましたけれども、当日体調を崩されて、後日、家族の方の対応になったんですけれども、そういう基本的には町長も含めた町の体制の中で配布をしているような状況です。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 中山議員。

**○4番（中山眞一君）** 子供医療費の扶助費。29年度で1万771件、人数的には延べ人数ですから、実人数はわかりませんが、だいたいこんなところで、しいて言えば、もう一度これ、1番議員の質問の中でも浜中診療所での言われた数字の197名の総金額を教えてください、その比較が2,300万円それとの比較ができるかなと思いますので、それをお願いいたします。

浜中町の敬老祝い金条例の中で、対象者が31年度、米寿が38人で、白寿が2名ということでございますけれども実は、昨年、私の町内会で、10月に満99歳になられた方がおりました。残念ながら11月に亡くなられて、この対象の祝い金を受けることができませんでしたが、年に1回、8月31日と期限を切ることが、果たしていいものかどうか、38人プラス2名、40名くらいですと、月に直しても3人ちょっとですよね。全部できまして。それで、うちの町にあります結婚祝い金、出産祝い金につきましても、結婚してから3カ月以内に子供が生まれまして、出産祝いにつきましても、3カ月以内に申請してもらおうということになってますよね。それは3カ月以内ですよ。敬老祝金だけは、1年間8月31日と期限を切ってます。そういう意味で先ほど私が、私の町内会でこういうのもあったと言ったんですが、8月に生まれている人だったら9月にすぐ貰えるかもしれませんが、10月に生まれた人は、次の年の8月の末まで待たなければならない、そういう事がありますので総数にしても40人くらいですか

ら条例改正して、その歳になったらお祝いをするという事に条例改正にならないものでしょうか。そうする事によって不合理がなくなると思うんですが、いかがなものでしょうか。

**○議長（波岡玄智君）** 町民課長。

**○町民課長（佐々木武志君）** 子供医療費にかかわる再質問にお答えさせていただきます。先ほど診療所事務長のほうから197人ということでお話がありましたけれども、こちらの町民課の方では、それぞれの医療機関ごとの人数というのを、先ほどもご答弁しましたけれども、医療機関ごとに、それぞれ何人受診したかというデータ分けというのは、実際のところしていないのが現状でございます。それで、今後、一つ一つのレセプト等を確認することが必要なんですけれども、もしも医療機関別にそれぞれの医療費を出すとしたら、そういう方法になろうかなというふうに考えております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 福祉保健課長。

**○福祉保健課長（渡部直人君）** 敬老祝い金の基準日の関係ですけれども、基本的に基準日を設けているのは1年間の分で、資格者を確定させるという作業ですけれども、実は国の基準が、100歳の祝金や表彰があるんですけども、それも基準日が4月1日であります。実際99歳でもらう白寿の人と重なるケースがあるとあるのですが、その際にこの話になりました。なかなかその時点で、表彰者を決定するとか対象者を決定するっていうのはなかなか難しい。その時点で100歳になった時点で支給するっていうのは現実的にちょっと難しいかなと思います。申請主義のものと申請をもって決定するものと、との違いがあると思いますので、この種のものにつきましては、基準日を明確に設けて実際に住民基本台帳に記載されているかを基礎としてやっていきたいと思いますので、ご理解願います。

**○議長（波岡玄智君）** 課長の答弁は、そこまでだと思います。それ以上の答弁は、町長だと思います。町長、条例問題ですから。

中山議員。

**○4番（中山眞一君）** 先ほどの子供医療費の関係ですけれども、確かにそれは、そうだと思いますけれども、浜中診療所が細かい数字を述べましたので、浜中診療所の中で、この数字は捕まえてられないのかどうかってことをお聞きしてるんですけども。浜中診療所で先ほど言われた197名の医療費の総額はわからないんですかって言うんですけ

ど、それもわかんないですか。

それから敬老祝金の形ですけれども、この敬老祝金、私も調べてみたんですが、なかなか管内でもこういうこの祝い金を持つてる町村少ないですんで、その比較ができなかったんですが、これにつきましては、条例改正が絡むことですから、担当課長から答弁じゃなくて理事者ひいては町長から、これに対する考え方を述べていただきたいと思います。よろしくお願いします。

**○議長（波岡玄智君）** 診療所事務長。

**○診療所事務長（齊藤清隆君）** 101ページの子供医療費の助成にかかわる部分ですが私、細かく人数を申し上げましたが、うちの診療費としての内訳は出ると思いますが、この101ページで言っている扶助費とは全く別物ですけどもいいんでしょうか。うちとしての診療費としては出すことができますけど、今手元には持ってきていませんので、後日お示ししたいと思います。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 町長。

**○町長（松本博君）** 白寿の関係だけ言いますと、国の基準日があって、うちもお祝い出さないとならないんですけども、そうなってくると4月1日で基準日がありますから、うちの基準日でいくと、もし新たに誕生日がきた時にやるときに、国がやる時と浜中町でやる時と、2つやらないとならないんですよ。国の基準日で作る総理大臣のやつ持ってくるんです。それは日付入ってますからそれはそれで出すんですけども、今の話でいくと、もし100歳になった時また、うちで持っていく時に一緒に持っていくのですよ、白寿の時は。国に合わせて白寿ということで国でもらう時と、普通の年齢、誕生日でもらうとしたら、2つ貰わないとならないのですよ。それ2つやるから喜ぶかといったら、そうでもないような気もするんですね。ただ、米寿は、それはありませんけれども、米寿に関しては、総理大臣からきませんから、それは町独自のものですけども、これは、ちょっと検討させてもらいたいと思います。米寿に関して言えば。白寿はちょっと難しいかと。

**○議長（波岡玄智君）** 5番秋森議員。

**○5番（秋森新二君）** 特定疾患交通費助成の58万8,000円の減の理由は。また、素朴な質問であります。特定疾患といいますと、幅広く難病にかかっている人という、そういうイメージなんです。当然難病ですから苦しい思いをしている方が浜中町にもいるんだと思いますが、そういう疾患にかかっている方がどの位いるのかわかれば教え



ていただきたいと思います。

それから105ページの社会福祉法人浜中福祉会に要する経費1,371万7,000円。先ほど同僚の議員の9番、10番議員の質問にもありました。211万円の減となっておりますので、昨年11月の段階で、入所者が41名と聞いていたのですが、今現在、先ほどのお話だと48名ということで大変喜ばしいことだと思っております。11月の段階で、介護分布度も聞いていたんですが、その当時は介護度3の入所者が9人、介護度4が21名、介護度5が17名となっていました。それが、昨年11月のことですから、そう変わってないと思いますが、その事と合わせて特養希望の待機者は、11月の段階では30人くらい待機している方がいるんですよ、との話だと思ってますが今現在、待機者がどのくらいいるか。

それも合わせて教えていただきたいと思います。

それから、昨年から今年にかけても、看護師募集っていうか、看護師1名募集しておりますが、決まっているのかどうか。特養で働いている介護士さんの方で、昨年、先ほどの9番議員の答弁の中で、新しく入った方が去年の4月に1名、11月に1名、12月2名ということで4名の方がおりました。1年から3年未満の方が4名、それから、3年から5年未満の方が4名。5年から10年未満の方が9人。10年から10年以上の方が7名で、28名だと思っておりますが、その辺の介護者の方々の人数はどうなっているのか。それで、看護師、介護職員の方が1年から3年未満の方が2人、5年間から10年未満が2人。4名。介護士さんと看護師さんで32名の方が働いて介護されているんだと思ってますが、この辺の確認をさせてください。それから定員50名にするには今、言った様な32名ですと、定員50名は無理なんだと思ってますが、定員50名にするには、あと何人の介護士さん、介護士、看護師を必要とするのか。その辺も合わせてお知らせいただきたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 福祉保健課長。

**○福祉保健課長（渡部直人君）** まず、101ページ特定疾患患者通院費交通費助成にかかわる質問ですけれども、今回の58万8,000円の減となっておりますけれども平成30年度35名の対象者で見えておりましたけれども、5名減の30名ということで計上させていただいております。この中のうち透析患者9名という形になっておまして、うちの方で障がい者の自立支援とか医療費の方で、確認している透析患者については20名。後期高齢者とかも入れて20名となっております。通院費助成の関係でいうと、

この方々は、自分で行かれています方ですけども、その他に社協さんに委託し、厚岸町立病院に通っている方もおられますので、その差はあります。あと、特定疾患の中身の部分でいうと、今お話ししました透析患者の分とかベッチェット病とか、特定難病に指定されている病が中身になっております。それで、浜中福祉会の人数ですね。介護度3以上の方が入所対象になってくるんですけども、個別の介護度別の集計ができませんので後ほど。2月末の数字は持っているんですけど、集計しなければならないものから後ほど示させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

あと、職員の構成。介護職員の関係ですけども、これについても詳細の部分で手持ち資料がありません。全体の職員につきましては、介護福祉士16名、ヘルパー資格2名、無資格5名ということで、特養の職員については、23名ということで聞いております。

それと待機状況ですけど、現在のところ平均になりますけど、30年度の平均で37名の利用待機者がいる状況になっております。入れない方が他施設とかに、入るということもあります。あと職員的に、ちょっと前の話になりますけれども、50人いた時の職員についても23人ではちょっと夜勤の職員を回すのが厳しいという話を聞いていますので、いずれ夜勤ができる介護職が増えないと、50人に近づけられないという実情は、野いちごさんの方で言っていましたので、具体的にシフトの関係がありますので、はっきり何人っていう事は言えませんが、1番多いときですと50名いた時、臨時非常勤合わせて28名っていう時もありましたので、このとき常勤職員24名いましたので、それまではいるのかどうかというのは野いちごさんの方で考えているという事を聞いています。それと看護師さんは16名います。それは確認しております。手持ちに資料がありました。すいません。

**○議長（波岡玄智君）** 秋森議員。

**○5番（秋森新二君）** 最初の101ページの特定疾患の方で、今は30名、うち9名が透析されている方と思ったんですけど、透析されている方が20名いるんですか。

それと透析患者が何名いて透析という事になれば厚岸かなと思っていますが、この透析以外でも特定疾病になっている方、それがちょっと理解できなかったもので、もう1回お願いしたいと思います。特養の方は看護師さん4名働いているというふうに思っていますが、それは後ほどでも結構です。私もお世話になる様な場所なので真剣にならざるを得ないんですけども、近所にも野いちごさんに入れられないけど、どうなってるんだという話も再三されます。私のことも含め他人のことも含めまして、ちょっと心配して

るところなんです、当然、今言った様に必要性、それから高齢化が進んでますから需要が高まっていることはご案内のとおりであります、今年になってから15年入所されていた丸山散布の方なんですけど、88歳で亡くなりまして、遺族の方も長い間お世話になったということで大変喜んでおりました。働いている、お世話をしている介護士さんの方のことも結構過酷な労働をされているっていう話もありました。伺っておきたいなと思っております、給与の方、待遇改善、少し上がっていると思っております、介護士さんの初任給の方はどのぐらいなのか、また10年以上働いてる方も先ほども言いました様に17名10年以上が7名も働いていますから、その10年以上働いてる方の給料が今どのぐらいなのか。伺いたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 福祉保健課長。

**○福祉保健課長（渡部直人君）** まず初めに、特定疾患の通院費助成のうち、透析患者さんですね。これは9名おります。残り20名おりますので、その分が厚岸に通っている方と理解していただいて結構だと思います。この中には、後期高齢者とか色々な保険の方が様々おります。

それと野いちごさんの部分ですけれども看護師さん3名というふうに聞いています。あと待遇改善の部分ですけれども、去年、一部は、その特勤とかの改善とか、処遇改善一時金という事で今年も67万7,000円補助で入れさせていただいています。こういったものを宿直手当とか特勤手当とかに活用して、野いちごさんでは待遇改善を図っているということですね。在職の方についても、こういう資金を利用して、夏場に臨時金を渡したという話を聞いていますので、モチベーションのアップにもつながるのかなというふうに思っております。

あと初任者の部分なんですけども、手元に資料がありませんので、野いちごさんの給与規程あるんですけども、金額を見たら、一般の介護職高卒初任給と、その部分では変わらないんですけども、昇給、役職手当とかも含めて、給与体系の基準が定められておりますので、そういった中に、今回、処遇改善の資金を使って改善が図られていくという様に認識しております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 秋森議員。

**○5番（秋森新二君）** 私が調べた限りでは、あまり自信ないんですけど初任給で14万4,288円から17万2,800円という様な状況。そういう様な給与体系になっていたと思います。浜中町の今回の給与で正看護師さんで16万6,100円から19

万3, 200円。准看護師で16万1, 700円から19万200円という様な給与体系になっているの比べると、やはりどちらも看護師さんも介護士さんも大変な職業だなど思いながらも、介護士さんの方々は特に入所している方、介護度高い人もいますので、大変苦勞されているんだと思います。そういう中での、これが正しい金額とすれば、この14万円台。初任給で14万円台ですから、なかなか、その介護士をやって生活をしようか、面倒をみようかという方は、ちょっとやっぱり腰が引けるような気がしません。できるだけ特養、この様な特殊でありますので、給与の方もなかなか上がっていかないっていうのも実態なんだろうと思いつつも、それを改善していかなければ、なかなか定数50名には達しないのかなと思っております。そこで提案であります、離婚をされて子供を育てている女性が多くいると思っております、この方々に公募をして、住宅を無償貸与し、一定の生活環境を整えて、特養で働いていただくというそういう考え方もあるんじゃないかと思っております。長い目で見れば、メリットがあると思っております。またそれを、実現している自治体もありますので、この事に取り組むという考えはないかと。合わせて将来、特定1号ですか。海外からの実習生も実際に来てくれるんですけど、これ将来の話だと思っておりますが、当然、住居等の提供も必要となってきますし、そういう条件を整えば海外の実習生を受け入れる、そういう考え方もあるのかどうか合わせて伺っておきたいと思っております。

**○議長（波岡玄智君）** 福祉保健課長。

**○福祉保健課長（渡部直人君）** 野いちごの方の給与体系の話若干最初にお話しさせていただきたいと思っておりますけども、野いちごの中でも、福祉会の職員の給与規程というものがありまして、通勤手当等も含めて、処遇の手当も含めて、結構細かくあります。先ほど、まず住居の部分ですけども住居手当、これも支給されております。この額についても例えば、月額2万3, 000円以下の家賃の場合は、1万2, 000円を控除した額ですので、例えば2万3, 000円の家賃の住宅に入った場合ですと、1万1, 000円が支給されるという事で、大体半分程度、半分弱ぐらい支給されるのかなというふうに思っております。

それと給料の部分ですけど、これも基本的に先ほど議員おっしゃられましたけども、14万台から始まって、経験年数によって、2級、3級、4級、5級、あと管理職は係長、主任になって上がっていくという形ですし、それに合わせて資格手当っていうのはついておりますので、そういう体系になっております。その部分の補てんを支援金などを

使って待遇改善しているという事になります。

それと外国人等の部分ですけれども、実習の部分で今、制度が変わってきて受け入れている町村もあります。実際、道内にもありますので、野いちごさんの方でも最終的にはそういう、コミュニケーションとかいろいろな問題はあるようではございますけれども、その辺も検討しなければならない事もあり得るのかなと思っております。しかし、まずある就業交付金、就学金を使って、町内出身者で介護にちょっと興味を持っていただいて、有効活用して介護人材の確保をしてまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 他にありませんか。

**○5番（秋森新二君）** 特定1号の話は、将来的には難しいんでしょうね。

**○議長（波岡玄智君）** 福祉保健課長。

**○福祉保健課長（渡部直人君）** まず住宅の手当の話をお話しさせていただいたんですけど、やはり住宅確保、人材確保と合わせて野いちごでも言っていました。民家借家も含めての確保という部分がありますので、そういう人材を安定的に使って生活しながら確保するという意味ではそういう一つの方策かなと思っておりますので、野いちごさんと協議させてもらって具体的にそういうお話また支援がいただきたいという事でしたら町の支援の中で制度設計、直接その分に幾らっていう部分は、現実的には無理だと思いますので待遇改善の全体の経費の中で、対応が可能であるか検討させていただきたいと思っております。

まず野いちごさんに状況を聞きながら、聞いてみたいと思っております。よろしく願いいたします。

**○議長（波岡玄智君）** 再度お聞きします。

質疑ありませんか。

次に、第4款衛生費の質疑を行います。

この際暫時休憩します。

(休憩 午後 3時00分)

(再開 午後 3時30分)

**○議長（波岡玄智君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。日程第2議案第29号の質疑を続けます。

第4款衛生費の質疑を行います。

**○議長（波岡玄智君）** 10番田甫議員。

**○10番（田甫哲朗君）** 121ページの感染症対策に要する経費の検診等委託料が前年から比べると倍以上の32万6,000円で前年が13万9,000円だったかと思うんですけど、この増額の要因、それと約123ページ斎場管理に要する経費の修繕料、196万5,000円これの内容を伺います。

それと129ページ、母子保健に要する経費の委託料の乳幼児検診等委託料の712万8,000円これは日赤病院とマタニティーアイにお願いしている各種サポートの経費かなと思うのですが、産前産後のサポートケア等いろいろな項目があると思うんですけども、この委託料712万8,000円の各項目の件数は、今年度でなくても30年度の確定数字でもいいんですけど、各項目の件数を教えていただきたいと思えます。

それと131ページかんがい排水事業用水施設維持管理に要する経費の修繕料は昨年から見るとかなり増えており579万1,000円の修繕内容は。

それと139ページリサイクルセンター管理運営に要する経費の作業員賃金、昨年度は、確かここで2名の予算措置がされていたと思うのですが、今回1名が減なのか、297万3,000円となっており、1名減になった要因、それと業務に支障がないのかどうかを確認させていただきます。

最後ですけれど141ページ衛生センター管理運営に要する経費の修繕料539万4,000円これは、前年と比べてすごく大きな増ではないんですけど、この内容を教えていただきたいと思えます。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 福祉保健課長。

**○福祉保健課長（渡部直人君）** はじめに、感染症対策に要する経費、検診等委託料の関係ですけれども、これにつきましては、翌年度実施いたします風疹の抗体検査の分が含まれております。この分の増については、39歳から56歳までで抗体の予防接種をしなかった世代がいます。この世代に対して、まず抗体検査をした後に抗体が付いてない方については、予防接種という事でやるんですけども、まずこの部分は、その検査にかかわる分の経費を計上させていただいております。その分が今回、増えた要因となっております。

129ページ、乳幼児検診等委託料712万8,000円の内訳ですけれども産前産後

ケア事業に関わる分と産前産後サポート事業の部分とがあり、これについては、釧路の助産院に委託する経費と小児生活習慣病に関わる健診それと新規で産婦健康診断等の分の委託料という事で、このたび計上させていただいております。

実績につきましては、すみません。手元にちょっと数字がないんですけども、これは昨年、始まった事業というところもありますけれども、産前産後利用者については、後ほど資料提供させていただきたいと思うので、よろしく申し上げます。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 町民課長。

**○町民課長（佐々木武志君）** 御質問にお答えいたします。まず123ページ、斎場管理に要する経費の修繕料の内容について御説明いたします。

斎場につきましては、毎年保守点検を行っておりまして、その保守点検において指摘があった修繕についてお話させていただきます。まず火葬炉の霊台車の耐火物取り替えにつきましては29万3,760円、それから2号炉煙道のレンガの積みかえについては26万6,760円です。それから台車のバッテリー駆動の関係の整備については21万6,000円。それから、化粧扉がございまして、こちらの整備につきましては25万9,200円です。これらを合わせまして134万5,680円となっております。それ以外の修繕は炉の前のホールなんですけれども、ちょうど台車を置いて火葬に入っていく前に、皆さん集まるホールのところがガラスブロックになっているんですけども、そちらに風が吹きつけをしますと、雨が入ってくる状態です。それで、外部の方から今後ひどくならないように、防水加工だとか、そういった修理を行うのが58万400円でございます。以上でございます。

続きまして139ページのリサイクルセンターの賃金関係でございますけれども、議員おっしゃいますとおり、2名分が1名分ということで、こちら予算化しておりますのは、2名臨時職員で雇用していたんですけども、1名が退職されます。残った1名につきましては、嘱託職員としての任用を考えておりまして、補充1名につきましては、再任用職員で対応させていただきたいというふうに考えているものですから1名分の予算措置ということでございます。

それから141ページの衛生センターの修繕料の内容でございますけれども、こちらについては、遠心分離器の修理、それからコンベアチェーンの補修でございます。こちらについては、遠心分離器の補修につきましては、242万280円、それからコンベアチェーン交換補修につきましては275万2,920円でやらせていただきたいと思います。

えております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 水道課長。

**○水道課長（高野薫君）** それでは131ページ、かんがい排水事業用水施設維持管理に要する経費の修繕料の579万1,000円の内訳でございます。5項目ほど大きなものがございまして、まず一つ目から西円朱別新浄水場の3号送水ポンプの分解修理これにつきましてはポンプより異音が発生しておりまして、故障の前兆と見られることから、分解修理をするものでございまして金額が251万9,000円。

二つ目が同じく新浄水場の曝気送水機ナンバー2というものなんですがこの分解修理、これも同じく軸受けより異音がしておりまして故障の前兆とみられることから分解修理をするものでございます。金額は、116万6,000円でございます。

三つ目、同じく新浄水場中混和槽攪拌機減速機分解修理で同じく回転軸ベアリングより異音がしております。これが金額が52万8,000円。

四つ目、同じく新浄水場無停電電源装置取り替え修理これは、UPSと言われるもので停電時緊急時に電源を供給するバッテリーでございます。これは交換時期が4年でございまして交換時期にきております。金額が91万3,000円、最後は同じく1号取水施設施設のUPS装置の取り替え修理、これも金額が16万5,000円でございます。

最後になりますが、その他緊急的に設備等の修理があった場合に対応するために、50万円を計上しております。

合計で579万1,000円でございますので、よろしく御理解いただきます。

**○議長（波岡玄智君）** 田甫議員。

**○10番（田甫哲朗君）** まず123ページの斎場管理に要する経費の修繕内容は、わかりました。若干、関連になるんですけど以前4番議員からも、指摘があったかと思うんですけども二つあるうちの両方とも大きさが同じで、ちょっと大きな棺になると、入らないってようなことが以前にもありましたし、僕の聞く範囲では、昨年度もそういう事例が出て、大変苦慮したというような話を聞いております。その度に前回の場合は、葬儀屋さんが、何とか対応されたような話を聞く中で、例えば火葬炉をもう少し大きくするにあたってどんな方法があるかっていうのは検討されたことがあるのかなど。要は、全て取り替えないとならないのか、それとも、多少、金額がかかってもそこまでいかないで、対応する方法があるのかどうかという事について、伺っておきた



いと思います。

それと129ページの母子保健に要する経費これも後で細かい資料出していただくのですが、聞きたいのは各項目において、個人負担があるもの、また、ないものもあるのかなと思います。それで、そういういろいろな項目がある中で、母子手帳を発行する際に、そういう各種サポートあることは当然と周知はされているのだと思いますが、例えば今言ったような内容も含めたパンフレットみたいなもの、あるいは口頭じゃなく、要は資料として示してこの様なサポートをやっていますよという周知徹底はされているものなのかどうか、2点伺っておきます。

**○議長（波岡玄智君）** 町民課長。

**○町民課長（佐々木武志君）** 御質問にお答えいたします。斎場の火葬炉は今現在、1メートル90センチの身長の方、それをオーバーすると、収まり切れないという事で数年前にも、実は地域の方からもそういう話をいただいて、その後、改修方法と申しますか、できるのかできないのかということで、火葬炉の方と、台車の方は、ちょっと非常に難しいと、非常に費用がかさむということで原課としてとらえております。火葬炉については改修するとなると大規模な改修になるものですから、今後の対応方法は、火葬にこられる際に葬儀社さん等と細かく常々情報交換しながら、1回1回火葬業務にあたってはいるわけではございませんけれども、そのあたりをしっかりと把握して、もし対応できなければ、例えばですけども、厚岸町の方は2メートルの方まで受け入れられるものですから、そちらの方を使っただく等の方法で対応していこうという担当課としては考えていたところでございます。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 福祉保健課長。

**○福祉保健課長（渡部直人君）** 129ページ、乳幼児検診等の委託料の再質問にお答えいたします。まず産前産後サポート事業委託料ということで、年間108万円、今年度計上させていただいておりますけども、古い資料になるんですけども手元にありました。29年度では、相談者来庁で2名、電話で11名、メールで2名ということで、これは、助産院のマタニティアイの方に相談をしています。

中身といたしましては、この事業については、妊娠期から出産後の心身の不調や育児不安等を抱える保護者の家庭に対しての必要な相談支援ということで、育児の関係の産前産後の悩みをこういう部分で聞いていただくと、町の保健師等も行っておりますけども、そういう部分で委託しております。

あと具体的に産前産後サポートですけれども、この部分につきましてもケアの部分で実際、今年度の部分で言いますと9月までの実績なんですけれども1名宿泊型を使っている方がいますので、その方の分があります。29年度につきましても、産前で6名、産後の宿泊型で1名ということで7名の実績があります。

それと周知方法ですけれども母子健康手帳の交付窓口、福祉保健課に来た際には、この各種事業、浜中町でやっている産前産後のケアの部分と通院の交通費の助成等の制度も含めて乳児健診等を今後の一連の流れについて御説明させていただいていますし、新規の部分についても簡単な冊子だったと思うんですけれども、お配りしてたなど、メモ等で渡していたと記憶しております。また自己負担なんですけれども産後ケアとかいう形で委託料をそれぞれ計上させていただいてますけれども例えば産前産後のロングステイの分ですと5人分の予算を組んでますので自己負担は、なかったと記憶しております。

**○議長（波岡玄智君）** 田甫議員。

**○10番（田甫哲朗君）** まず火葬炉は、前回そういう事があって改修にどれ位かかるかっていうことを調べて聞いてみた、この大規模改修になるということで、なかなか対応が難しいから、当面は厚岸町の協力を得ながらという答えだったと思うんですけれども実際、改修にどれくらいかかるかという金額が出てるのかどうか。

それと改築等に合わせて改修し、それまでは、今言ったような対応を取りますよという事であれば納得できるが、前回調べた改修等の金額が分かるのであれば後ほどでも構いませんので教えてください。

それと乳幼児健診等委託料については、今お伺いしただけでは把握できません。例えば今の周知方法一つにとっても、私が聞いているのは、内容が書いてあって、こういう支援がありますよっていう事をお渡しして、その周知をしてるのかなっていう認識があるんですけど、今、メモみたいな話が出ましたがメモでは、ちょっと不備だろうと思う中で自己負担はないという答弁だったかなと思うんですけど、いやそうではないような気もするんで、これも後ほどで構いませんけど、パンフレットみたいなものがあるのであればそれも資料として出していただければと思います。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 町民課長。

**○町民課長（佐々木武志君）** 斎場の改修の関係ですけれども細かな見積もり等まではとってございません。ですけれども、おおよそこのくらいかかるというところは後ほどお伝えさせていただきたいと思っております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 福祉保健課長。

**○福祉保健課長（渡部直人君）** すみません。自己負担の分ですけど資料がありました。個人負担ですけども産後ショートで1,500円。産後のロングで2,200円。宿泊型で3,400円という額になっております。

また議員仰せられました周知方法は、私、詳細な中身を確認しておりませんので、後ほど確認してお示ししたいと思います。よろしく申し上げます。

**○議長（波岡玄智君）** 9番川村議員。

**○9番（川村義春君）** 133ページ環境政策に要する経費の委託料であります。これについては昨年もお聞きしておりますけれども、湿原モニタリング調査委託料であります。この事については、町長の執行方針13ページにも記載がありますけれどもエゾシカの食害防止調査ということで、今年が2年目ということです。3年間、実施するという様な内容になっているかと思いたすのが今年の調査は、16万8,000円減の67万6,000円で行なうのですが、具体的な内容について、お知らせいただきたいのと去年の実績も、もう出てるのかなと思いたす。それらも含めて単年度ごとの調査の実績は、町の方に報告されているのかどうか、または、今年度の調査を行い、3年まとめて一括報告されるのかどうか。また、これについての公表はどういう形でされるのか。湿原の中の1番大事な部分、要するに、第1種になる訳ですか。1番大事な部分。そこには普段、人が入れなく環境省の許可を得て入る訳ですから、これは環境省の方に直接、資料として渡されて環境省がその食害に対してどういう対応をしてくるかっていうことになってくると思うんですけども、今回、浜中町が3年間調査をするっていうことは、そういった見返りみたいなもの、その食害から守るために環境省がやってくれることが見込めるのか。見込めるものとして調査をしていると思いたすので、その辺についてどういう成果があるのかお答えいただきたいと思いたす。

それから137ページじん芥処理に要する経費の委託料の可燃ごみの焼却委託料でございます。これは4,242万3,000円という事で前年対比で38万9,000円の増でありますけれども昨年はトン当たり2万3,868円、焼却灰については、トン当たり5,400円という説明がありました。今年度は、事業費調べの説明では1700トン運ぶ予定ですけども、具体的な積算根拠、これについてお知らせいただきたいと思いたす。

それから141ページ、し尿処理に要する経費の負担金、補助及び交付金の合併浄化

槽設置事業補助の560万円、前年同額であります。これは、下水道区域以外の地域に対して設置をするということで、本当に環境、をよくするということが大事な事業だになっていうふうに思っています。それで5人槽が2基、7人槽が4基ということですが具体的な設置場所、既に要望があって予算化したものというふうに私は思っていますが、突発的な部分で、それを見込み計上しているような事もあるかもしれませんが、どちらなのか、具体的に決まっていればその地域名を教えてくださいたいです。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 企画財政課長。

**○企画財政課長（金澤剛君）** 133ページ環境施策に要する経費、委託料の湿原モニタリング調査委託料、私、去年、間違ってしまった部分があるんですけど、文科省でございます。環境省ではなく。天然記念物ですので天然記念物内の立ち入りは文科省になります。これ調査するにも文科省に申請して立ち入りの許可をいただいております。まず実績の報告という事ですけども単年度ごとで、今年度これから御報告いただける予定でございます。当然31年度も、その報告については3月ということで予定してございます。調査の内容ですけども昨年との答弁と重なりますけれども今議員おっしゃったとおり大事な湿原ということで、その植生を調査して、きちんとしたデータのもと、国がそれならという事で認めてくれる様なデータを収集して貴重な自然、霧多布湿原を守る方策でこういう調査をするだけでも立ち入りの許可が必要でございます。これから対策するとすると、もっと許可が強くなるのかなというふうに思っておりますけれども、そういった対策ができる様に許可を出していただける根底の基礎となる、そういったものを国の方に示せるデータ取りということで考えているところでございます。

それと公表でございます。単年度ごとで3年間の計画ですので、総体では3年まとめて公表することになろうかと思っておりますけれども単年度ごとに一部分でも成果出てきますので、例えばですけど、柵で囲っていますので中と外でこれだけの植生に被害がありましたよというようなことをホームページに載せたりとか、あるいは町広報誌でそういった写真を掲載する事も考えているところでございます。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 町民課長。

**○町民課長（佐々木武志君）** 137ページ、じん芥処理に要する経費の可燃ごみ焼却委託料の積算根拠についてお答え申し上げます。根室市への委託料になりますけれども、トン数と単価については、30年度、31年度、同じ金額という事ですので、全く変わりません。ただ10月に消費税、増税になりますので例えば可燃ごみ処理委託料の

単価2万3,868円が2万4,310円、それから焼却灰の処理委託料の単価については5,400円から5,500円になるという事で、その分の増になっているところでございます。

それから141ページの合併浄化槽の関係は、5人槽2基、7人槽4基という事で、要望なのか、見込み計上なのかという事でございますけれども、こちらについては、見込み計上となつてございますので、御理解いただきたいと思ひます。

**○議長（波岡玄智君）** 川村議員。

**○9番（川村義春君）** 147ページは了解です。137ページの可燃ごみ焼却委託料でありますけれども契約は、昨年と同じだつてということで10月からの消費税分がプラスになつたというだけの話ですよつていう事なんですけれども、単年度契約つていうことでお話をしておりましたけど、複数年の契約というのは、考えられないのでしょうか。例えば5年ごとに見直すとか、根室市の焼却施設の改修時期が来るよつていう場合は、当然単価なども上がつてきますよね。だから、そういうのを見越して当面なければ5年契約にしましよつたとか、町の負担も意外と少なくて済むのかなつていう感じも受けるんですよ。浜中町のごみがなければ根室市の方も困る訳だし、相互に利害関係ありますけれども、そんなこと考えられないかどうか、その辺だけお聞きしておきたいと思ひます。

それからモニタリング調査の関係ですけれども、単年度報告になるから単年度ごとに、公表もできるよつていうことですが、植生の調査ということは、シカの被害ですよつね。食害の調査が主ですよつね。植生の調査だけだつたら、この囲つたエリアにどういふ植物が生えているのかつていう調査も兼ねて、それらのものがシカにどれだけ食われていふのかの調査かなと思つていたので、その辺をきちつと確認をしておきたい。

また私は、天然記念物の中ですから環境省だと思つていたので。しかし文科省の範疇で許可をもらつて入り調査をするつていうことですが私もシカの食害から貴重な湿原を守つていくのは、環境省かなつて思つていふんですよ。それで先ほどの話で、それを守るための対策として、環境省なり文科省から何か支援策が何かあるんじゃないかな、メリツト的なものがあるから調査をしてるんだと。その辺を教えてください。

**○議長（波岡玄智君）** 企画財政課長。

**○企画財政課長（金澤剛君）** ただいまの再質問ですけれども、議員おっしゃつてる植生調査ということで、どれだけ食害があるのか、柵で守られているところと守られてな

いところを比べてデータ取りをして最終的には、天然記念物、国の所管が環境省じゃなくて文科省なんですけれども、天然記念物を守る方策としてデータ取りをさせていただきたいなど。それに基づいて、国の方から助成いただけるものなのか、あるいは、助成を求めるものとして、はっきりしたものを示したいと考えているところでございます。植生調査ですが実際、場所はどこに設置されてるとかは言えませんが、自動撮影のカメラも湿原内に設置する予定でございます。場所は、控えさせていただきますけれども、そういった事で実際にシカがどれだけいるのか、その囲った所はどうか、それに基づいて当然、天然記念物ですから、どこにでもあるものじゃないですよ。霧多布湿原だから天然記念物であるという事でありますので、それを示して町で何かを対策をするために、その助成ですとかそういったものまで求めていきたいなと思います。今のところ入るにも許可ということで、助成とかはないのですけれども要は、そこら辺まで今後きちんと国の方にも求めていきたい、その様に考えているところでございます。

**○議長（波岡玄智君）** 町民課長。

**○町民課長（佐々木武志君）** 137ページの根室市への委託料の関係の再質問についてお答え申し上げます。議員おっしゃられますとおり単年契約ではなく例えば5年なりの複数年契約という事でございますけれども今回は、29年度、30年度は、同じ単価でいくと契約上は、単年でやっておりますけれども浜中町の根室市へのごみの搬出量もほぼ横ばい。ただ根室市の焼却場につきましては、相当な額、2億円以上の維持補修がかかってきている状況もございます。その中で契約の関係について当面は、こういった事務サイドの協議を経て単年ごとの単価設定ではなくて例えば、今回のように2年ごとの設定している様に状況を見ながら2カ年契約なども一つの方法なのかなと考えております。

**○議長（波岡玄智君）** 川村議員。

**○9番（川村義春君）** 今のごみの関係については、そういう方向で検討して根室市と打ち合わせしながら両方合意できる様に進めていただきたいと思います。

それと湿原の調査なんですけども天然記念物は、本当に貴重な資源だと思います。大正11年ですか、指定されたのが803ヘクタールある訳ですから、広大な湿原を守るのは、浜中町の財産なんですよね。だからそういった意味で課長の言われた様に湿原を守るために調査をして、その調査の結果に基づいてこの自然を守るための施策に対して補助金なりをもらうという事で、ぜひ頑張っていただきたい。3年後にまとめて報告さ

れるのであれば町民に対しても、きちんと報告するという事をぜひ、やってほしいと思いますが、その辺だけ答えていただきたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 企画財政課長。

**○企画財政課長（金澤剛君）** 3年の調査でございます。単年ごとの報告もいただく事になっていきますので、その時々でお知らせするのは当然ですけれども、その3年の成果がまとまりますので、その3年の時には、単年をを手厚くした様な形で御報告できるように考えているところでございます。

**○議長（波岡玄智君）** 6番成田議員。

**○6番（成田良雄君）** 1点質問します。127ページの母子保健に要する経費の129ページ、20節扶助費の検診等助成でございます。

まず健診の助成をする項目を説明願います。その中に入るとは思いますけども、先の町長の執行方針の中で、子育て支援、母子健康等についての中で新たに、産婦健康診査に係る費用の一部助成や、新生児の聴覚検査の全額助成を実施してまいりますと、この様に述べられました。その産婦検診費用はどれ位か。また、どの位の割合で費用の一部を助成するのか。新生児の聴覚検査の全額を助成となっていますけれども、この検査の内容をわかりやすく説明をお願いしたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 福祉保健課長。

**○福祉保健課長（渡部直人君）** 129ページ母子保健に要する経費の検診等助成の検査内容について御説明いたします。妊産婦の健康診査助成ということで、2名分、妊産婦の超音波検査助成金ということで、これも2名分、マタニティーアイの助成に2名分それと妊産婦の交通費助成ということで行っております。これについては、妊婦さん55名分の1回3万円ということで見込んでおります。

それと不妊治療費助成ということで5人分を見込んでおります。

それと新規になりますけれども、新生児の聴覚の検査助成ということで55名、出生見込みの分5,500円を見込み計上させていただいております。

それと妊産婦健康診査助成という事で主に道外の里帰り出産の方々への助成という10人分の2回分を1件当たり5,000円を見込んで10万円を計上させていただいております。新生児聴覚検査の内容ですけれども、聴覚障害の早期発見と早期療養をするため言語の発達等の部分に影響があるという事で、このたび全額助成する事にしております。国の方では交付税措置という事になっておりますけれども、この検査内容につ

いては、概ね生後3日以内に行うことが望ましいとされていますけども遅くても生後3カ月までに実施するという事になっていますので一般的には1カ月健診時に実施するという形になると思います。生まれて退院時までにはできる方と1カ月健診でやるという方が2通り出てくるのかなと思っております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 成田議員。

**○6番（成田良雄君）** ある程度、了解しました。新たにこの度、町長の執行方針で助成が始まりますので、今の内容を該当者及び住民にどの様に周知をしていくのか、また、できれば、これは聴覚ですけど、目の方も検診する時の助成を将来的にしてもらいたいなと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 福祉保健課長。

**○福祉保健課長（渡部直人君）** 検査の助成内容の周知ということですがけれども、対象者が赤ちゃんですので、基本的に母子健康手帳を貰いに来る時とか、あと1カ月以内には保健師訪問しておりますので、こういう制度がある周知と、受けましたかっていう確認と乳児健診時にも確認する機会にはなると思います。また目の方については、現在ところは国の制度になっておりませんので、国の動向も踏まえながら健診が具体的に項目として出てくれば町としても積極的に対応して参りたいなと思っております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 1番加藤議員。

**○1番（加藤弘二君）** 2点について質問します。1点目は125ページの歯科診療所に要する経費です。実際私、今、歯科診療所にお世話になっておりまして火曜日の午後と木曜日の午後、2時半からだいたい受付は5時半までですけど混んでおりまして1番最後の方は、火曜日も木曜日も6時半位まで、かかっているという現実があります。それで看護師さんは、4人ほど、それから先生は御夫婦2人で診てくれています。我々は午後から2日間なんですけど、歯科の先生たちは月曜から金曜まで茶内で治療してそれからあと2日間だけ霧多布で診察をするということで、歯を抜く時は、やっぱり非常に痛いんですけど抜いた後は、行くたびにどンドン義歯を作って入れていくんですけども通うたびに歯の機能をきちんとやっていただいて本当にありがたい。週2回ですけども来てくださってるという事で感謝しております。医師がこんなに一生懸命やっても、やはり5日間が、浜中に通ってきて多くの患者を次から次と見てですね、緊張の中でやって、それで、大変骨を折らせているような感じがしています。そういうことからこの



項目では、毎回出てくるのは、代わりの医師を探しているのか。何の医師でもそうなんですけれどもへき地、辺地にやって来る医師を見つけるのは、大変だなんていうのはわかるんですけれども、このまま今、茶内から通ってこられる先生が来て、何年になりますかね。3年位になるのでないかなと思うんですけど、そういう中でやっぱり無理をさせるということは、茶内の方の患者さんたちもいろんな方面から来てると思うし、この霧多布の診療所も本当にこのエリアの端から端までの方が見えております。そういう点で、どんな働きかけをして、歯医者さんが来られるように努力してきたか。

それから、この件で今年は何かい知らせがあるのかどうか、その辺のところの報告をお願いしたいと思います。

2点目は139ページの最終処分場のごみ焼却に係る備品の購入で、6,463万2,000円っていうのがありまして議案関係資料によりますと、ものものしい題名がついておりまして戦車のような自走式榴弾砲みたいな感じで、それが二つの軸、二軸せん断破砕機ものものしい名前なんですね。それを1台購入するというのです。この自走式のせん断機は、最終処分場の埋め立ての場所、あるいは、それよりずっと上にあるリサイクルや生ごみの貯める場所もあったり、それから奥の方に行くと廃財などを置いている場所もあるんですけど何でもかんでも固いものをガリガリ破砕していくこの機械は、どこに置かれて主にどのようなものを、破砕していくのかということの説明をお願いしたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 福祉保健課長。

**○福祉保健課長（渡部直人君）** 125ページ、歯科診療所に要する経費の全般的には、歯科診療所の医師確保っていう話だと思えます。現体制は、茶内歯科診療所、浜中歯科診療所は、林医師に両方とも委託しているところです。この体制なってから3年目になっておりますけれども、火曜日と木曜日は、議員おっしゃられたとおり、実質14時30分から夕方、やっぱり結構遅くまで電気ついていますんで、診療は6時過ぎまでやっているような状況になっております。この間も議会等でもお話しさせていただいておりますけれども、現状では林医師が確保に動いていただいております。釧路管内、根室管内、札幌方面を含めて医師を探している状況です。なかなか定住して診療に当たっていただけるお医者さんがいないっていう状況になっております。札幌の大学などにも声をかけておりますけれど、定住して診療するという話までにはなっていないです。方法として釧路あたりから出張医はどうかという声のかけ方とかもしているようなんですけども、実現

しないというのが実情です。町民の皆様には本当に御不便かけているところですが、医師確保というのは本当に歯科医も同じように難しい状況が続いていますけれども、当面、今医師確保に動いて、医師の確保について目途がつかないという状況になれば広報をしても、きっとなかなか来ないんじゃないかと林医師は、言っておられました。特に、地方で現実的にこちらの方の患者さんの数で言いますと、茶内歯科診療所では1日40人前後のにもなりますし、浜中歯科診療所は半日ですけれども20名、予約制でほとんど埋まってる状況でありますけれども、場合によっては茶内まで行っているという実情もあるようですけれども、医療体制を整えるのが大変な状況となっております。引き続き、医師確保に向けて先生と連携しながら、募集の仕方も含め、やっていきたいなと思っているところです。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 町民課長。

**○町民課長（佐々木武志君）** 139ページの施設用備品購入費、自走式2軸型破碎機の御質問にお答えいたします。

まず破碎機をどこの場所に置くのかという御質問でございますけれども、今現在、リサイクルセンターのもう少し奥のところ、粗大ごみ等を置いている所に平成10年度に購入した自走式の破碎機があるんですけれども、こちらの機種を更新するということでございます。実際に何を破碎するかは、主に粗大ごみを破碎します。これには理由がございます。実際に何を破碎するかは、主に粗大ごみを破碎します。これには理由がございます。根室市で粗大ごみや可燃ごみを焼却する際に破碎をかけて、根室市に搬入するというのが条件になっております。また、実際に最終処分場のごみを常に置かないという延命化と、また作業している職員の負担軽減にもつながるものですから、そういうことで今回整備させていただきたいと考えております。

**○議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**○1番（加藤弘二君）** 3年にかかってなお、来てくれる人がいない。ハイツ野いちごの介護士さんを集めるのにいろいろ条件をつかって呼びかけて、私の想像以上に早く介護士のヘルパーの方がこられた。そういう実績から、やはり、普通の募集の仕方プラスαで何かいい案を作って、こういう待遇を保障しますとそういうものをつけて募集したらいかかかなと思います。やっぱりお金ですよ。1年間、勤めてくれたら100万円は貯金しておいてあげますよ、2年間いたら200万円は、貯金してあげます。その様な普通の医師を要請するときの賃金のほかにそういうお金をお礼としてさしあげます。それが20年いてくれたら、どれくらいになるんでしょうかね。その様なお金で釣るの

もなんですけども、やっぱり多少我慢して来てくれる上で20年いたら、これだけの財産を貯めて、また札幌あたりに入る事ができます、みたいなそろそろそういう条件をつけて、来てくださる様に考えるべきだと思いますが、町長の考えをこの際、聞いておきたいなと思います。

それから粗大ゴミの関係で置く場所だとか、それから、古くなった自走式の物を更新するのに買うっていうのはわかりました。それで関連してもう一つこの件について質問しますが、私は貯まった紙類だとか新聞類だとかを貯めといて1カ月に1回は、行っているんです。その度に年間通して今まで働いていた人がいなくなったり、あるいは新しく入ってきたり、それは陰の方で働いていた人が表に出てきて、表で働いていた人が陰の方に行って働いていたりするかもしれませんけれども、労働者不足の中で、人員が減るという事は、大変な話ではないのかなと思うんですが、そういう雇用関係で現在悩みはないのかということ、つけ加えて質問します。

**○議長（波岡玄智君）** 福祉保健課長。

**○福祉保健課長（渡部直人君）** まず支援の部分で言いますと、歯科診療所については、歯科診療業務委託ですので、委託の方に支援金を払うというのは形態からすると、なじまないかなと事務的には思っています。ただ、実際、町としては、人員を確保するという事は、当然、浜中歯科診療所単体でやるとなると人員の配置の関係とか、いろいろ考えなければならないし、違う側面もありますので現行の林歯科医師を中心にし歯科診療所を回していただくというのがベストかなと考えると林歯科医師に業務できる医師を探していただいて、先生の雇用の中で診療を続けたほうが費用的な部分と安心して長くいられるという体制ができると思っております。別に新たにお医者さんを確保するとなると、新たな人員や施設の費用負担も増えるかなと思っておりますので、当面は林医師お願いし、結論は出てまいせんので、もう少し探していただく形で引き続きお願いしていきたいなと思っております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** その事を聞いているんじゃないじゃなくて新たに例えば100万円ずつ積み上げてトータルしてとうなりますかと、その方法はどうかと聞いている訳だから何回も同じこと言わないで、新しい問いかけをしている訳だから、それに対して答えてください。できないならできないと。できないならこういう理由で考えておりませんと。そういうことでいいですから。

**○福祉保健課長（渡部直人君）** 失礼しました。医師の就業交付金とか、そういったイ

メージかなと思いますけれども現状では、考えていないところであります。先ほどお話ししましたけど委託業務の中で先生に歯科診療所を任せている状況ですので、浜中町では、医師の確保に対しては、その様な制度を検討する考えはありません。

**○議長（波岡玄智君）** 町民課長。

**○町民課長（佐々木武志君）** 再質問にお答えします。人員が減ることで雇用関係における悩み等はないかという御質問でございますけれども今現在は、本町の衛生施設、じん芥焼却場、それから最終処分場にしても人員は確保できている状況にあります。ただ昨年ですけれども一時期、人員が減ってですね、大変な時期もありました。衛生施設には、大型車両の特殊免許を持っている、作業員が勤務している訳でございますけれども、やはり今後、悩みといたしますか、人手不足に対応するためにもし、職員がやめるといような場合について、迅速に対応できるかという不安があるところですので御理解いただきたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**○1番（加藤弘二君）** 3年たっても現状はなかなか変わらないと。これは林先生にまたお願いして4年なり5年なり、このままいっていいのかどうなのかっていう、私の心配があるんです。先の労働条件からしても、そういう点からすると、私は、勤務体制というのが異常でないのかなと思うんですよ。ですから私は委託契約を結んで、浜中町がそういうことをやってきたんですけど今のその時点で林先生と相談して、どういう条件だったら、医者は来るのかとか、そういう事を新たに話をして何とか来てくれるような条件を第一に考えて、今までの委託業務から抜けて本当に来てくれるような条件を決めて、それでやってみようじゃないかっていう話し合いをする、私は今、そういう時期に来てるのではないのかなと思うんでね。考えるべき時に来てるのではないかという事を最後に質問します。

**○議長（波岡玄智君）** 町長。

**○町長（松本博君）** この3年間、林先生は、探してたんです。まだ探しているんです。でも、もう限度来てるんですよ。多分、いないという事なんで。もし、それで結果的にそういう状況の中で、先生の方であきらめたと。なったときには今度は町で探さないといけない。先生が探して見つからないところで、今度は町が出てきて、公募して、やる、これは次の手だと思っています。ただ前段で言いましたけど先生が探してて、見つからないという状況からすると町で探すのも厳しいかなと思っております。そういう意味か

らするとまた、林先生も含めて探し方も含めて、それといなかったらいらないなりに今の体制を引き継がないとなりませんから、その辺含めて検討のやり方が少し変わってくると思いますけども、私どもも今度必死になって探さないといけないという状況になるかもしれない。その時は、また議会の皆さんと相談していきたいと考えています。今は3年間林先生がやってみて厳しいんだろう、厳しい状況でいますから、そのあとを受けてだったら相談していきたいと考えています。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 他にありませんか。

4番中山議員。

**○4番（中山真一君）** 119ページ、広域救急医療対策に要する経費の負担金鉦根広域救急医療確保負担金発行負担金149万3,000円。昨年と同じ金額ですけれども、これは、ドクターヘリの負担金かと思えますけれども、150万円位のことでドクターヘリがうちの町にも来てくれるようになっていて、大変嬉しい事だと思えますけれども、これは年間どのくらい来ているのか。この数を教えていただければと思います。28年、29年の実績、それから30年の見込みを教えていただければなと思います。

同じページの厚岸郡広域救急医療体制負担金、これは厚岸の町立病院が行う救急医療業務の収支不足額を浜中町が負担するものだと思いますが、1,815万1,000円で昨年よりも約300万円弱増えてます。これらの計算根拠は、29年度の実績に基づいて31年度の負担があると思えますが、増の要因は何なのかそして、夜間、土曜休日に受けた浜中町の住民の数は29年度実績でどのくらいの人数なのか教えてください。

**○議長（波岡玄智君）** 福祉保健課長。

**○福祉保健課長（渡部直人君）** 119ページ、広域救急医療対策に要する経費の負担金、鉦根広域救急医療確保負担金149万3,000円に関連する質問ですけれども、ドクターヘリの29年度実績申し上げますと29件、28年度は19件ということになっておりますけれども30年度についてまだ実績が出てませんので、年度が終了してから報告来ることになっておりますので、数字押さえておりませんので、御了承願いたいと思えます。

それと、その下の厚岸郡広域救急医療体制負担金に1,815万1,000円。292万7,000円の増の主な要因ですけれども、この負担金につきましては、厚岸郡における救急医療体制を維持するため厚岸町立病院の救急医療業務の運営に要する収支不足額の分担金として2町が協議して28年度から一部負担している形になっておりま

す。平成31年の負担金算定に当たりまして29年度の収支不足額の提示がありました。その額が当初6,799万5,000円。この額が厚岸の要は赤字額です。この主に増えた要因ですけれども、人件費414万1,000円の増と診療報酬が474万9,000円の減となったということで、収支不足が829万円増えたという説明がされております。人件費増えた分は、特に医師ですね、休日等の医師が出張医で対応しており、常勤の医師が対応できないということで、増えている要因です。診療報酬の減については、実は浜中町の診療報酬の減の要因ですけれども、浜中町の31年度を先に言いますけれども救急夜間休日かかった人は435人、前年の28年度実績に基づくものと436人ですので1人減ってる様な形になっているのですが、実は厚岸町が、28年度の実績で1520人が1217人と、ということで、303人減ってます。この要因によって医療収入が減ったとことによって赤字が増えたという説明がありました。

それで今回の積算ですけれども、収支不足額の6,799万5,000円、これに対する1回目の負担金の提示がありました。1,151万4,000円という額が示されております。これ両町の協議で積算した方法、20%の人口割分と、救急患者割80%ので計算したら1,951万4,000円という額が出てきましたけれども、この増えた要因の主なところは、人件費分については、固定経費ということで両町が当然負担していくべきものであるということで認識しておりますけれども、厚岸町の患者さんが減ったことによって浜中町がその赤字の分をかぶるということが、実際、ありますので、その収支不足分、今回でいうと、474万9,000円については、この分から控除するというので、両町で協議を行って、6,324万6,000円、この額を両町で負担していくという事で決定しております。赤字の増えた要因は厚岸町さんの患者が減ったことによって、赤字が増えたということで協議をさせていただいております。その6,324万6,000円から2割の人口割、浜中町の人口割の分が38.3%ですので、これで計算しますと、人口割が484万4,643円それと救急外来割が8割分ですけれども、これの浜中町が占める割合が26.3%と、昨年より4ポイント増えたんですけれども、全体の構成比でいうと増えたことによって患者負担割が1,330万6,958円ということになりました。それで人口割と患者割を足した1,815万1,000円が今回の、平成31年度の負担額となりました。総体的には28.7%が浜中町の負担ということで昨年より3ポイント増えております。当初提案からは、136万3,000円減になりましたが、結果として前年対比でいうと、292万7,000円の増となっております。

いずれ、この積算については両町が協議するという事になっていきますので、そういった細かいところを精査しながら額の決定になったという事です。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 中山議員。

**○4番（中山眞一君）** ドクターヘリですけれどもこれ、以前聞いた時に27年は、4月から12月で93件と聞いた事がある訳ですけれども、それから見ると28年、29年は、少なくてもいいのかもしれませんが私、言っている27年は、間違いでしょうか。ちょっとその辺だけ確かめたいと思います。

厚岸の町立病院の今の説明で患者の負担割合、これが前は21%とか22%あったが26.3%になったっていうことでの理解で良いのですね。それらも含めて人件費のアップだとか、診療報酬の減とかから、浜中町の負担額が増えてきているという理解でいいのかと思いますけれども、これ患者割合が10%以下であれば浜中町は、負担しなくていいという事になっているのですが年間435人の方が厚岸町立病院に夜間、休日、日曜日に行っているという事でございますけれども浜中診療所が今、隔週で北大から来ている先生がいらっしゃいますけれども防災無線でも言っていますが、その場合には土・日・休日、それから夜間でも受けますよと言ってるんですから減ってるのかなと思っただけでも意外と減ってないという事ですが、435人という事になると、だいたい月に35～36人ぐらいですか。という事になると隔週ですから北大の先生が来ててもやっぱり厚岸の町立病院に土日や休日、夜間行っている人がいるのかもしれませんが、こっちの北大病院の先生が土日診る患者数は大体どのくらいなのか。

それからもう一つ、厚岸の町立病院に行ってる足は、救急車で行ってるのか、それとも自分の足、自分の家族足、自家用車で行っているのか、その辺わかれば教えていただければと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 今の質問にだけ答えてください。なるべく枝をとって本質的な質問にだけ答えてください。

診療所事務長。

**○診療所事務長（齊藤清隆君）** ただ今の御質問にお答えをいたします。北大の医師の患者さんの人数でございますが29年度の実績で申し上げますと患者総数延べで1万155人おまして、そのうち北大医師が診た分は1120人という事です。ちなみに29年度の時間外での患者数でございますが、131名となっております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 福祉保健課長。

**○福祉保健課長（渡部直人君）** まず厚岸町に外来で435人が行ってますけれども、救急の方は、このうち60件、救急車でっております。

それとドクターヘリとの関係ですけれども195件は、釧路管内全部で195件という数ですので本年度でいうと174件のうち29件が浜中町という事になっております。救急車で60件、残りは本人が自分で家族、自家用車、休日は、日中もありますんで、場合によっては、バス等で行ってる場合もあるとは思いますが、休日と土日の日中も含まれていますので、公共交通機関を使っている方もおられると思っております。詳細の件数等については、把握しておりませんが、この様な動向になっていると思います。

**○議長（波岡玄智君）** 中山議員。

**○4番（中山眞一君）** 年間で435人が夜間・休日に厚岸町立病院に行っているという事ですが、それでも、ここで北大の先生が夜間休日131人を受け入れている。これは、もっと増えればいいことなんですけれども、しょうがないなと思いますけれども、この浜中町から厚岸の町立病院に夜間・休日行っている中で本当に、それこそどうしようもなくして医者に通わなければならないという事で行ってるんでしょうけれども、夜間はどれくらいあるのか、とりあえずそれだけお知らせください。

**○議長（波岡玄智君）** 福祉保健課長。

**○福祉保健課長（渡部直人君）** 曜日ごとになっておりますが17時15分以降の数字は、日曜日で17時15分から20時59分まで。平成29年度の実績で111名21時から23時59分までが5名、0時から翌日の8時29分までは6名となっておりますので、総体的に日曜日で言いますと113名がかかっている状況です。これは曜日ごとの集計となっておりますので、夜間ごとの集計にはなっておりませんので、後ほどもし必要であれば、数字を示したいと思っております。よろしく願いいたします。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 5番秋森議員。

**○5番（秋森新二君）** 121ページの感染症対策に要する経費の予防接種委託料に質問をしたいと思っております。先ほど10番議員の方からも質問がありましたが、ちょっと確認をしておきたいと思っております。内容は、風疹防対策で39歳から56歳男性の抗体検査予防接種

**○議長（波岡玄智君）** ちょっと待ってください。本日の会議時間は議事の都合によってあらかじめ延長いたします。はい、どうぞ。



**○5番（秋森新二君）** 妊婦が風疹にかかるると赤ちゃんに大変重い疾病が出ると言っております。昨年も問題になっていますが、この39歳から56歳男性の対象人数を教えてください。それとこの事業内容でMRワクチンを2回接種する様な事になっているようですが、これ1年間接種しなければならぬのか、その辺を教えてください。と思います。

それから127ページの成人保険に要する経費、委託料の検診等委託料776万4,000円。昨年より42万5,000円の増となっておりますが、この浜中町の受診率の高い5大疾病と言っているのか分かりませんが昨年では、胃がん検診378名、肺がんが534名、大腸がん423名、乳がん166名、子宮がん97名という事になっておりますが、この数字が間違っていれば訂正をお願いしたいと思います。

また疾病の中で、検診が終わった後で、がんと診断される方告知される方は、どの位いたのか、また過去5年の間に宣告された方が、どのくらいいたのか分かれば教えてください。と思います。

それから2人に1人ががんになると言われている時代でもあります。この公的な予防対策型検診の効果も十分に出ていると思っておりますが昨年、私の地元では、3名の方ががんの宣告をされております。男性が1人、女性が2人であり、肺がんが2人、大腸がん1人ですが、そのうち60歳になったかならないかの男性この方は、漁業者であります。肺がんの検診で、異常なしと言われて安心して漁業に励んでおりましたが、8月頃に異常に気づきまして受診をしました。その結果は、肺がんでステージIVと言われました。今、治療中であります。お聞きしますが、毎年検診を受けている訳です。漁業ですから1日休みます。それを続けてきてステージIVまでのものを見つけられなかったという事なんです。それだけに本人も衝撃が大きい。この検診の信頼性を失う様な、そういうことだと思っております。それで過去にこの様な事例があったのか、その辺も伺っておきたいと思っております。よろしく申し上げます。

**○議長（波岡玄智君）** 福祉保健課長。

**○福祉保健課長（渡部直人君）** 121ページ感染総合対策に要する経費で風疹の関係ですけれども、39歳から56歳までの方については、325人の対象者がいらっしゃいます。この方々の抗体検査をやるわけですけれども、おおむね2割程度の受診を見込んでおります。具体的にクーポン券を送って無料検診まず抗体検査していただくんですけども、その後、抗体が低い場合は、予防接種を1回受けるっていう部分の予算の措置とな

っております。またがん検診全般的な話だと思うんですけども、疾病の早期発見と予防という事で取り組んでおりますけれども、実際その場で疑いがあるとか検査後の結果で各々実施していただくというのが実態です。その後、精密検査等になった場合に保健師が確認をする場合はありますけれども、その時点で既に進行している方がいたというケースだと思うんですけども、なかなか現実的に、この受診機会も限られた機会ですけれども定期的に受けていただくというのが町として出来る事かなと思っています。具体的な事例については細かい個人的な情報は知りえない部分もあるんですけども、秋森議員お仰せられたケースは、聞いておりますけれども具体的な報告は、行政の方には直接病院から来るとかとがないものですから、具体的には承知しておりません。今後とも検診をしっかりとやって何か異常がある時は、相談業務も含めて、しっかり行う事しか出来ないのかなというふうに思っています。健診は春もありますし、随時、がん検診センター等の受診もできますので、その部分の広報等をしっかりとやっていきたいなと思っております。以上です。

また実績数字については書類が出てこないの確認させていただいて提出させていただきます。すみません。

**○議長（波岡玄智君）** 秋森議員。

**○5番（秋森新二君）** 何かよくわからなかったんですけど。町の方に健診結果がそういう状態になっても特別責任っていう事にはならないんだと思いますけど、この健診は対がん協会がやっているんですよね。そういう事だと思って質問を続けさせていただきますが、胃がん検診にちょっと触れておきたいと思います。バリウム検査であります、この硫酸バリウム製剤を飲んで胃がんの検査をしているのですが、浜中町ではバリウム飲んでトラブルで病院にまたかかる様な事は多分無いのだと思いますが、誤飲による肺炎だとかバリウムが固まって、腸に穴があくというバリウム穿孔という様な事例があります。その偶発症のリスクが指摘をされており、大変体に負担が大きいと思っております。またバリウム検査で、胃がんが見つかる人は、受診者の中心者の2～3%程度とも言われておりますから、このバリウム検査は低い検査だと思っております。胃がんの99%はピロリ菌の感染が原因と言われております。除菌してもリスクはありますから、内視鏡検査が進められていると思いますが、ピロリ菌がない人は、バリウム検査は必要ないとも報道されております。ピロリ菌の有無を調べるのには今、採尿、再便、採血でチェックできると言われておりますが、この辺は承知しているかどうか確認しておき

たいと思います。そのピロリ菌の有無の検査は、中学生から始めた方が良いと言われております。ピロリ菌検診が今、全国的に広がっているんですが、佐賀県は県レベル、北海道は半数の自身体で実施されていると言われております。ピロリ菌の検査1人分で、どのくらいの費用がかかるのか、私は知りませんが推奨していてもいい事かなと思っておりますので、この考え方も伺っておきたいと思っております。

**○議長（波岡玄智君）** 福祉保健課長。

**○福祉保健課長（渡部直人君）** まず、各種がん検診の受診率が手元にありました。すみません。胃がん検診、29年度実績で367人、肺がん検診が535人、大腸がん検診が424人、子宮がん検診98人、乳がん検診が163人という事になっております。30年度につきましても10月末までの数字ですけれども、胃がん検診324人、肺がん461人、大腸がん383人、子宮がん54人、乳がん58人という数字になっております。あと、そのピロリ菌の検査は、血液検査、あと呼気による検査というのがあると承知しておりますけれども、町で実施する予定は、今のところありませんで、国等の動向を見ながら、がんの早期発見の一つの方法かなと承知しているところです。あと、がんの健診は、釧路のがん検診センターに委託して実際に来て、やっていただくのと、がん検診センターに申し込んでいただいて、乳がん子宮がん検診等は、特定健診と合わせて実施できるような形になっています。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 秋森議員。

**○5番（秋森新二君）** 釧路にあるがん協会も日本対がん協会と言って日本最大の検診グループなんだそうです。厚生労働省もバリウム検査の効果のないことは分かっている様であります。できれば内視鏡検査に切り替えたい様であります。内視鏡検査する医者がまず少ないということ、それから対がん協会は最大検診グループであります。バリウムで収益を相当上げているそうなので、なかなかそれに対しての抵抗があるそうです。浜中町で毎年春に始まる検診は現実にリスクがあるような、検診をずっと続けているんですが、できることであれば問診の際、看護婦からも、肺がんの検査は当然効果もありますが、やっぱりたばこの吸う人は、2年か3年のうちに一度やっぱりCT検査報告もすべきだと言っております。これは当然、自己負担がかかりますから、なかなか勇気のいることかもしれませんが、問診の際にそういう指導もやっぱりやっぴいかなければなかなか、この問題はなくならないと思っておりますので、その辺よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡部直人君） まず、がん検診で要精密検査率の話がありましたけど、検査が必要である場合の検診において、パーセンテージがあります。胃がん検診が、21%、精密検査なり要観察という形で、病院に行ってくださいとか、1年に1回検査を受けましょうとかそういった部分での指導ができます。あと肺が16%となっております。大腸がんが36%で乳がん検診分で5%という数字になっております。早期発見につなげて治療していただく場合もあるし、状況が似たような症状、定期的に検診を町では、年に1回という形になりますけれども、その間の健診について専門検診となると自己負担が伴いますので、いろんな健診の仕方が、がんもPET検査も含めていろいろありますので、こういう検査もありますよと周知させていただきたいなとは思いますが、直接、町の方で助成するという形は、現在ところないような形になっております。

また、ピロリ菌検査は、その除菌も含めて検査の有効性などを将来的なリスクの軽減という部分では有効有益なことだと思いますので、周知を学校とも連携しながら、やっていきたいなというふうに思っております。

貴重な意見だということで参考にさせてもらいながら、今後、対応させていただきたいと思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

本日の会議は、この程度にとどめ延会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって本日は、これで延会することに決定しました。

本日は、これで延会します。

（延会 午後 5時20分）